

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (17. 3 定)			
日 時	平成 17 年 10 月 11 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 0 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	北野委員長、小林副委員長、小前・井川・大橋・前田・成田・ 山口・新谷・松本・斉藤 (陽) ・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・ 市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、小樽病院事務局長、 保健所長、消防長、総務部参事 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が大橋委員に、菊地委員が新谷委員に、佐々木茂委員が松本委員に、斎藤博行委員が山口委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、秋山委員が佐藤委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「花園小学校における急性胃腸炎の集団発生について」

（保健所）江原主幹

このたびの花園小学校における急性胃腸炎の集団発生につきまして、報告いたします。

本年10月5日より花園小学校におきまして、児童35名、職員1名、合計36名、男21名、女15名の感染性胃腸炎の患者が発生いたしました。医療機関の受診者数は23名、入院者はありません。現在、感染者は回復傾向にあります。

胃腸炎を発病いたしました児童の便について、細菌及びウイルスの検査を実施し、複数の便よりノロウイルスを検出してあります。なお、食中毒を起こし得る細菌の検出はありませんでした。

ノロウイルスは人間の小腸で増殖し、集団感染を起こすことが知られております。昨今、食中毒としてではなく、便やおう吐物を介した胃腸炎の発生が増加しております。本事例においても、家庭で感染した児童から、学校内におきまして他の児童に感染が拡大したものと考えております。小樽市保健所といたしましては、用便後及び食前の手洗い、有症状者の出席停止、学校施設の消毒を指導いたしまして、学校休業日を含めまして10月6日から10日にかけて学校閉鎖が施行されております。

委員長

これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

斉藤（陽）委員

学校閉鎖について

今、保健所から説明がありましたけれども、一、二、ちょっと伺いたいと思います。

今の学校閉鎖ですか、そういう指導はされているということなのですが、今後の危険性といえますか、再発といえますか、そういった部分と、それから対処としては学校閉鎖ですか、学級閉鎖ですか、それだけでいいのか。今後とるべき対処といえますか、必要なことがないのかという点はどうか。

保健所長

一応、すう勢として患者の発生は落ち着いているのですけれども、ただノロウイルスによる特徴は非常に少量のウイルスでも感染しますので、今後、下痢だとか、そういった症状のある児童から、校内でさらに感染が増えていくという可能性を否定はできないものですから、ここ二、三日はちょっと嚴重にチェックが必要かと思えます。施設内で起きたときは、長い場合だと1か月くらい延々と続く場合があるようで、ある程度広がりがあるときは徹底的な学級閉鎖、学校閉鎖が必要な処置だと思います。ただ、今回は比較的長く学校閉鎖が行われていますから、たぶんこれでおさまるのではないかとはいっています。

斉藤（陽）委員

今も行われている学校閉鎖は、どのくらい続くと考えられますか。

（教育）学校教育課長

花園小学校の学校閉鎖につきましては、今、保健所の方から報告がありましたように、先週の10月6日から学校休業日の10日、昨日まで学校閉鎖ということで行っております。現在は学校閉鎖は行ってございません。

斉藤（陽）委員

今後、そういう危険性があれば、さらにそういう学級閉鎖あるいは学校閉鎖も考えることもあるということですね。わかりました。

財政再建の取組について

それでは、代表質問の関連で、財政再建の取組ということで伺っていききたいと思います。

代表質問の方では、第1回臨時会の時点で赤字額が16億800万円ということに対して、現時点で予算上の赤字額は12億7,797万円という答弁をいただいております。差引きをしますと3億3,000万円ぐらいの改善があったと。赤字額を少し減らしたという状況だと思いますが、そのほかのいろいろな収支改善のための努力としまして、議会でも1,600万円ほどの議会費の削減が行われたと。さらに、小樽病院事業の医療機器の新規導入で収益の改善を図るということと、さらに高金利の起債の借換えをしますと。これで1,800万円という、そういうのがここに上がっていた、答弁をいただいているわけですが、まず病院事業のこの収支改善、収益の見通しはどのぐらいの改善効果が期待されているのか、お願いします。

（樽病）総務課長

病院事業の医療機器の新規導入による収益の改善ですが、今年の5月に供用開始しておりますMRIにつきましては、これまでの実績と今後の見込みをあわせた年間の通年ベースでの考え方での数字ですけれども、診療収入などの収入が経費を年間で約360万円ほど上回る予定であります。

また、これは、ただいま今定例会に補正予算として提出しております尿路結石症の治療のための体外衝撃波結石破碎装置ですが、これにつきましては年間の通年ベースですが、収入が経費を年間約800万円ほど上回る予定となっております。

斉藤（陽）委員

合わせまして360万円と800万円ですから1,160万円と。先ほどの議会費で1,600万円、それから借換えで1,800万円。今の1,160万円と合わせても4,700万円程度、四千七、八百万円ということで、まだまだこの赤字額は大きいわけですが、全体的な見通しとして、どのくらいまで今年度改善が期待できるのかと。赤字額の削減の期待目標はどうでしょうか。

（財政）財政課長

年度中間で、これからまだまだ不確定な要素があるので、今のところ数字を示すのは大変難しく、代表質問で市長も小前議員の質問に答弁しておりますが、歳出では今のような部分があると。それと、例年出てくる不用額というものが、今、予算を厳しく削った中で期待するのは大変ですが、例年5億円くらいを一般財源で出しておりますので、それぐらいは今後の経費削減を庁内に周知徹底して何とか出していきたいと思っております。

そのほかに企業会計、今、病院の話もありましたが、病院の16年度決算、多少資金余剰も出ていますので、その辺が今年度の収支と見比べて最終的に繰出金をどうするか、そのようなことも考えてはいきたいと思っております。

ただ、収入において、小前議員も言っておりますが、地方交付税、普通交付税が第3回定例会を終わって約4億2,000万円ほど予算に比べて減額になっております。そのほかに市税も昨年程度の収納率は確保しておりますが、昨年も結果的には市税も予算割れしておりますので、今年度についても予算額の確保は非常に厳しいと思っております。その辺の収入の減る分、不用額、この辺を相殺されてどの程度カバーできるのか、又は足りなくなるのか。今後の雪だとか、先日も委員会で話しましたが、灯油の価格も上がっております。そういう要素をいろいろ見比べて最終予算のときにどこまで回復できるのか、足りなくなるのか、その辺を見極めていきたい。今のところ数字は見

えない、そういうことでございます。

斉藤（陽）委員

いろいろな努力をして改善はするけれども、その改善した部分を収入減でのみ込まれてしまうというか、そういう非常に厳しいアリ地獄状態に陥っているということだと思っておりますが、そこで具体的にお聞きしたいのですけれども、定員管理の適正化、いわゆる財政再建推進プランの実施計画、この中にいろいろな項目が盛り込まれるということなのですが、具体的に定員管理の職員数削減目標といたしますか、どのくらいの削減を、今、目指しておられるのか、ずばりお聞きしたいのですが。

（総務）職員課長

国の方で今回の集中改革プランで、過去 5 年間、地方公務員全体で 4.6 パーセント削減実績がございまして、平成 22 年 4 月 1 日までにこれを上回る削減率を上げてほしいということが示されています。この期間、小樽市ですけれども、実際的には 11.2 パーセント、平成 11 年から 16 年まで削減をしてきております。現在、集中改革プランの関係で推進プランを策定中ですけれども、具体的には、今、詰めている状態ですけれども、大体 10 パーセントに近づくような形で削減をしてまいりたいと思っています。ただ、具体の数字については現在調整中でありまして、御理解をいただきたいと思っております。

斉藤（陽）委員

10 パーセントというのは、人数でいうと何人ぐらいですか。

（総務）職員課長

平成 17 年 4 月 1 日現在は 2,024 人です。これは全体です。これで仮に 4.6 パーセント削減すると、93 名の削減です。10 パーセントということになりますと、200 名程度になるかと思います。この間、300 名程度の退職者がおりますので、その中から 200 名程度削減したいと考えてございます。ただ、これはあくまでも目標数字ですので御理解いただきたいと思っております。

斉藤（陽）委員

その 200 人近く、10 パーセントを目標とするということで、その削減の方法として具体的に組織・機構の見直し、それから今まで直営の部分を業務委託する。またさらに、指定管理者制度の導入など、このような方法によって職員数の削減を行っていくということですが、それぞれの組織・機構の見直しで何人、業務委託で何人、指定管理者制度導入によって何人という厳密な数字は出ないと思うのですけれども、大枠どのような検討をされているかという部分はいかがでしょうか。

（総務）職員課長

この期間にいわゆる現業職、給食だとかごみの関係で現業職場の職員が大体 100 名弱退職することになります。この部分については退職者不補充ということになりますので、例えば民間の方に一部委託あるいは全面委託もあるかと思うのですが、この部分については間違いなく委託の方向で整理するという形になります。

あと、残り 100 名ぐらいなのですが、実際的には組織・機構の見直しと業務の見直しの中で、いわゆる今まで従来やっていた仕事の中で外へ出せるもの、あるいはもっと集中管理して省力化できるもの等々含めて、総合的に削減をしてみたいと思っています。ただし、事務職の中には、先ほど言いましたとおり、現業職の職場が例えば委託化の中でなくなった場合に、職種変更などで事務職の方に移る部分もございまして、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

斉藤（陽）委員

徹底した削減を行うと。国で示した削減率を超える、そういう削減を行っていききたいということなのですが、具体的に組織・機構の部分でグループ制というのが行われておりまして、導入されていて、現在のグループ制の本市における導入状況といたしますか、現状をお知らせいただきたいのですが。

（総務）中田主幹

現状のグループ制の導入状況でございますけれども、グループは課と係を廃止して、個人間の業務の平準化を図るため導入されております。現在、7 部局、21 室・課で導入されている状況となっております。

斉藤（陽）委員

そこにおられる職員数は何人ぐらいですか。

（総務）中田主幹

大体220人余りが今のグループ制の下で業務を行っております。

斉藤（陽）委員

そうしますと、大体全職員数の 1 割強、この220人がグループ制ということで行われているのですけれども、この導入によって、いわゆる職員数の削減だけが目的というわけではないでしょうけれども、職員数削減効果はどの程度あるのでしょうか。

（総務）中田主幹

16年度、17年度とグループ制を導入いたしました。それと同時に大規模な組織・機構の見直しを行っております。それで、グループ制だけでどのぐらい削減されたかというのは、ちょっとお示しできないというような状況になってございます。

斉藤（陽）委員

抽出して数字では言えないということですが、そういう一定の職員削減効果は期待できるのですね。グループ制によって、主目的ではないというとらえ方もわからないですが、効果はあるという認識でよろしいですか。

（総務）中田主幹

グループ制自体が業務間の多い、少ないを調整するのが主目的でございますけれども、今、委員がおっしゃったような、そういう部分も削減にもつなげる部分はあるというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

それで、具体的に伺いたいのですが、港湾部の方では、現状、グループ制導入前と導入されてからの組織・機構はどういうふうになって、グループ制導入の効果はどういうふうに把握されておりますか。

（港湾）企画振興課長

港湾部におきましては、16年度にソーラス条約をはじめといたしまして、管理・運営が 1 係では対応困難な業務が増加している。また、係間で繁忙期に偏りがあることなどから、港湾振興室と港湾整備室の 2 室の大きなグループ制とし、その年、嘱託員を含め職員 2 名の削減を図ったところであります。

その後、昨年 1 年間、大きな 2 室制で進めてまいりましたが、なにせ初めての試みであり、いろいろ検証した結果、グループ制の基本的な考えは踏襲し、より実効ある業務の遂行を図るために一部見直しを図り、主幹制を課制とし、課単位のちょっと小さなグループ制に改めたところでございます。

斉藤（陽）委員

当初、1 年目でかなり大きなグループ制ということで、2 名の削減があったと。今年の課ごとの小さなグループ制ということで、その場合には削減効果というのはあったのでしょうか。

（港湾）企画振興課長

その際には削減はありませんでした。

斉藤（陽）委員

ということは、当初の 1 年目の 2 名減がそのままという、増えたわけではないのですね。

（港湾）企画振興課長

そのとおりでございます。

斉藤（陽）委員

そのちょっと小規模なグループ制というのは、従来のいわゆる課・係制に対して、もうちょっと具体的にどういうメリットがありますか。

（港湾）企画振興課長

グループ制の導入によりまして、従前の枠を超えた業務の対応が可能になるということは確かでありましたけれども、一方で導入を始めて時間がないということで、指揮命令系統等の確立とか、また、職員がふなれな部分というような課題もありまして、今後のやり方によって、部署においてはグループ制が大きな働きをしていくと、そのようには考えております。

斉藤（陽）委員

はっきり言いまして、最初の大きなグループ制に対してこの企画振興課、それから施設管理課、港湾整備室の中の事業計画課なのですね。要するに課の中にグループがあって、そのグループが何個もあるわけではないですね。課の中には一つのグループしかないわけですから、係はなくなったのだけれども、1課1グループ制みたいな感じで、あまりグループ制のメリットというか、課ごとにグループ制でも非常にドラスチックな改善効果というのはあるのかなという疑問を呈したくなるのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

（港湾）企画振興課長

今、御指摘のありました港湾振興室につきましても、同じ事務ということで大きなグループ制を当初考えたわけでありまして、やはり事務といたしましては幾つかの種類があって、はっきり言いますと大きな理想をちょっと求めたというところは反省面としてあるのではないかと考えております。

斉藤（陽）委員

いわゆるグループ制の考え方からいくと、当初に対して今年の課ごとというのは、はた目で見ると一種の後退に見えるのですけれども、後退ではなくてより改善なのだという部分の説明をもう一回聞きたいのですが。

港湾部長

先ほど、課長から答えておりますけれども、最初のときは大きな形で室単位のグループ制をしいたと。その中で実際に仕事を進める上で、指揮命令系統がなかなかはっきりしなくて、実際に仕事をしている係員が戸惑いを感じる部分があったということで、室長から、次長待遇から今度課長、係長、係員という流れの指揮命令が16年度の中でははっきりしていなかった部分があったと。それをきちんとするために、17年度に向けて室長から課長、それから係長、一般職への流れ、それがわかるような体制に、課単位で行ったということでございます。

斉藤（陽）委員

グループ制ではあるけれども、指揮命令系統を明確にするために課を復活したということですね。課長の指揮権というか、その下に係長がないので、要するに全部主査という形で、従来の各係に当たる部分が主査に置きかわっているということですね。

そうすると、従来の課・係制と今回の課ごとのグループ制における課・主査制との違いは、もう本当にかなり微々たるというか、ほとんど変わらないに等しいかなという、その違いはどこなのですか。

（港湾）港湾振興室長

やはり大きなイベントとか、そういうような多数必要になるような行事とか、そういうときには課の枠の範囲内ではグループ制というのは有効になるのです。ですから、昨年までは振興室という大きな単位でグループ制をしいていましたけれども、やはりある程度仕事の範囲を明確にしながらも大きな行事には対応できると、そういうような状況に今はなっているということでございます。

斉藤（陽）委員

わかりました。グループ制というものをなるべくより実効性のある形で、またさらに改善に取り組んでいただき

たいと思います。

人件費削減について

時間がなくなりましたので最後に伺いたいのですが、今回の財政再建推進プランと申しますか、人件費の削減ということが非常に大きなポイントになっていると思うのですが、手当の削減等も含めて職員団体との交渉というのが非常にこれから大きな部分、ウエートが大きくなるということで、これに対する決意と申しますか、心構えと申しますか、そういった部分を伺っておきたいと思えます。

総務部長

職員団体との関係については、当面、3か年計画の中での職員給与の削減というようなことで、上限7パーセントの削減については既に理解をもらい、先般、助役交渉で市連協の方に来年の考え方も一応示しております。問題は19年度から、要するに3か年後の取扱い、これが相当問題になるわけです。今回の人事院勧告自体が地域間格差というのが一つ出ているという、その取扱いも、どのベースに置くかです。7パーセント削減したあと、その地域間格差というものの扱いと、それと自主削減の数字をどの数字に置くかというのを、今、財政再建推進プランの中で議論をしていますので、そういった大枠の問題、それから国との関係で上回っているもの、そういったものもろもろのものをすべて我々、今、内部で検討しておりますし、基本的には上回っているものについてはより上回らないと思えますか、そういった基本的な考え方で職員団体とは話し合いをし、理解を求めたいというふうに思っています。

佐藤委員

大グループ制の廃止について

総務部長にお聞きしますが、総務部長が港湾部長のときにやられた最後の仕事が大グループ制をやめたことなわけです。どういう理由でやめたのですか、今の質問にかかわることですが。

総務部長

基本的にはこのグループ制というのは、室とかかなり大きな部分というのはあまり想定していなかったという前段があったのですけれども、港湾部の場合は港湾振興室というのが現実としてその時点であって、それで次長がいてという、そういう意味では組織の問題も一つあったということで、室のグループ制ができた。今、港湾部の方で答弁申し上げましたけれども、その間、1年間やって、室の部分というのはかなり業務が物すごく広がりすぎて、職員の問題も当然あるのですけれども、御存じのように港湾というのは業界とのサービスのこともやりますから、業界がだれのところに何をしにいくかと、何々主幹のところに行けばいいのかわからない状況になったものですから、部内で話し合いをしながら、少なくとも課の存在だけはきちんとしてやらないと、業界、いわゆる市民サービスという意味では問題が残るだろうということで、課だけきちんとした。係員は、その課の中ではある程度横断的にやれるものと、行事なりなんなりあれば、今までの組織でも大きな船が来て歓迎するというようなことで、いろいろ現場に出るときはそういったわだかまりもなくなっていますから、あえてグループ制の枠内だけではなくて、港湾部全体で取り組んできたこともあるので、そういうことで課単位にしたということと、もう一つ、石狩湾新港担当の部分が、港湾整備室についてはグループ制にするにはかなり無理をしていたという部分がありましたので、それは今回そういったものから外したということで、基本的に考えたということでございます。

佐藤委員

実質的に港湾部は大グループ制をやめたということなのですね。グループ制がうまくいっていないという状況の一つに事務分掌の問題が出てくると。これは事務分掌をグループごとに変えたのですか、変えていないのですか。

（港湾）港湾振興室長

基本的には事務分掌については変えておりません。

佐藤委員

これは事務分掌を変えなければ、今、係ごとでしょう。課ごとになっているのか。ちょっと教えてください。

（港湾）企画振興課長

現在の事務分掌は課ごとで表記してございます。

佐藤委員

課をもう少し大きなグループにするときには、やはり事務分掌で縛られるのです。皆さん方が動いているのは事務分掌で動いているのですから。うちの仕事はここからここまでと、うちの仕事はここからここまでと、それ以上のことは手が出せませんから。だから、グループをつくったときには、事務分掌もグループごとにつくらなければならない。そうしないと、ほかの課とかほかの人方の仕事はできないのです。そのところを考えて、事務分掌をグループごとにつくらなければならないと思いますが、いかがですか。

（港湾）企画振興課長

現在、港湾部の事務分掌は課でくくってございまして、通常、係単位での表記になっておりますので、その部分では若干大きなグループ制ということが言えると思います。従前は室単位で全部をくくっておりました。

佐藤委員

港湾部のことだけを言っているのではなくて、今やっているところのグループごとのくくりはグループごとに事務分掌をつくるべきだと、そういう考え方は市長どうですか。

（総務）総務課長

全体的な事務分掌のことなので、ちょっと話させていただきますけれども、今回のグループ制の導入に当たりましては、係なり課を廃止して、組織ごとに事務分掌を一括して、細かい仕切りをなくするということですので、あくまでもその中でグループを組むときには柔軟に組めるように、それは事務の中でグループの事務分掌を変えようという形ができるように、大きくくりで課の事務として整理、またあるいは、室単位であれば室の事務として整理して、その中で職員間の融通をきかすという形で、今、小樽市の事務分掌はつくっているところでございます。

佐藤委員

市議会議員というのはこれだけの人数で皆さん方のすべてのことを掌握しようと、しきれないけれども、やっているのです。やはりグループごとぐらいで、いわゆるほかの人のやっている仕事も全部手を出していける、考えていける、一緒にやっていけるというのが理想的なグループ制だと思うのです。今のままで柔軟にやりますと言ったって、行政が柔軟なことがあるわけないですから、もう一番かたいのが行政ですから、そのところを変えなければいけないと思っているのですけれども、市長はいつも答えてくれない。総務部長どうですか。

総務部長

基本的には主務者、副主務者みたいなことで組織の中でつくって、毎日毎日やっている仕事が担当しているのが変わるというのはあり得ませんので、例えば主務者自体が休んだときは副主務者がきちんと把握ができるとか、やれるとかという、そういった体制をとるよというこでは考えているわけです。3人、4人いるところで、すべてのことを4人がすべてわかるかというあたりは、通常の仕事の仕方としてはかなり難しいというのは実感として持っているわけです。ですから、予算担当者、副主務者自体は一定のことは把握していると。それで、次の異動に備えて例えば覚えられるような人を育てていくとか、そういうことで事務自体がトータルとしてぐるぐる回れるようなスタイルをとるよというよな話をしていますので、今、委員御指摘の配属したグループすべてが詳細にそのグループの仕事を覚えてしまうというのは、かなり実感として難しいかなという気はしています。

佐藤委員

時間がなくなりますから。要望としては、やはりオールマイティにやっていただきたいと思うのです。私はそれだけの能力のある人方がそろっていると思っています。そういう形で考えていけば、グループ制というのは生きて

くるのだと思います。

介護保険について

時間がないから、大きくりに介護保険のことで聞きます。

平成20年のいわゆる介護保険の見込額を出してもらいました。それで、20年には17億6,800万円の見込額ということで、事務費が2億円かかるとしたら、20億円の介護保険のお金がかかるわけです。今、12億円、事務費を入れると15億円ぐらいですから、平成16年より5億円ぐらい多くなるのです。それで果たして本当にそういうことで、いわゆる8分の1ルールなので、小樽市が8分の1を一般会計で負担しなければいけないという中で、そのまま増えっって本市としては負担をしていけるのかどうかということを知りたい。

（福祉）介護保険課長

ただいまの平成20年の繰出金17億6,800万円のお話でございますけれども、市長答弁でも話しておりますとおり、これは第3期介護保険事業計画策定に向けました国への中間報告値を換算したものでございます。中間報告値でございますと141億円ぐらいの給付というふうに出してありまして、その8分の1で17億6,800万円になっているわけですが、これは来年4月に介護報酬がかなりの部分で下がる見込みでございます。先日、厚生労働省の方から事業者の調査がありまして、大部分の事業者が黒字であると。居宅、いわゆるケアマネジャー以外のところはほとんど黒字になっているので、その分介護報酬を切り下げても大丈夫だろうという判断をしているようでございます。その関係で減額値がどれぐらいになるかわかりませんが、介護報酬が下がるということ。

もう一つは、給付の適正化でございます。かなり介護に係る不正があるのではないかと話があって、例えば保険者にいわゆる指定権限をおろしてくるか、立入権限を与えるとかということで、かなり事業者に対するけん制が働きますので、その部分で不正給付が適正化されるものと考えております。

それからもう一つは、いわゆる軽度者に対する介護予防マネジメントでございますけれども、これ新予防給付を導入することによって現在の要介護1の半数ぐらい、あるいは要支援の方々、これが大体小樽でいきますと全体7,200人の、要介護者の半分ぐらいが要介護1以下なのですけれども、その方々の給付がかなり切り込まれる。これは月の利用限度額が下がったりするわけですが、そういうことで下がっていくということで、先ほど話しました17億6,000何がしよりは、かなり介護保険事業計画でも下げて計画を立てていく状況でございます。

佐藤委員

その辺はどのぐらいになるかわからないけれども、下がるという話だったのですけれども、本当に下がっていただければ一番いいのですけれども。

もう一つ、許認可権が市に移行するということがあります。この移行をした後の市の持つ許認可権というのはどのようなものになるのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

いわゆる指定権限の移譲でございますけれども、今回の制度改革の中で地域密着型の部分、現在ありますサービスとしてグループホームがそれに当たりますけれども、そのほかに小規模の多機能生活介護あるいは夜間訪問介護あるいは特定施設小規模介護というようなものが、保険者である市町村にありまいます。その関係で、例えば冒頭に話しましたグループホームであれば、現在、北海道指定でございますので、北海道全体エリアではまだまだグループホームが足りないということで、どんどん指定がされております。今年度中には恐らく今の倍ぐらいのグループホームの数になると思われまいますけれども、それを新年度からは介護保険事業計画で日常生活圏ごとに分けた、いわゆるベッド数といいますか定員数、これによって、これを超える場合は指定拒否ができることになってございますので、そのあたりは来年で歯止めがかかると思います。

佐藤委員

グループホームは、この5年間で3から20になっているのです。圧倒的に17ぐらい増えて多くなっています。そ

れで、許認可権が移るということで、来年の 3 月 31 日までいわゆる駆け込みがあると思うのですけれども、今のぐらいのグループホームが駆け込みで許可申請していますか。

（福祉）介護保険課長

9 月 1 日現在で 20 施設、定員が 412 ほどあったのですけれども、これがこのまままいりますと、年度末にはほぼ倍くらいになる勢いでございます。実際に指定をするのが後志支庁でございまして、後志支庁の担当も、この端境期に駆け込みで何でもかんでも指定するわけにはいかないというお話をされていますから、その 20 が 15 に減るのか、10 に減るのかわかりませんが、トータルで年度末で 30 から 40 のグループホーム、定員数でいきますと 600 から 800 の間になるうかと思えます。

佐藤委員

これ増えてくるのは、確かに預けて利便性は増えますけれども、グループホームに係る 1 人当たりの介護負担額がかなり高くなると聞いていますけれども、どの程度になるのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

グループホームの介護報酬も新年度には下がる見込みですし、指定権限がおりてまいりますと、その単価からさらに下げることは可能でありますけれども、現在の平均的な単価で申しますと日額 8,000 円程度ですから、30 日換算で月額 24 万円でございます。これは在宅の方、要介護 1 で 16 万 5,800 円、それから要介護 2 で 19 万 4,800 円ということですから、当然グループホームが増えると、いわゆる介護給付費は増加していくと思えます。

佐藤委員

これが倍に増えてくるということで、かなり厳しいですね。

介護保険の適正な運営について

どうも道の方のチェック機関が、レセプトとかやっているみたいですが、無審査でもうほとんどやっている。事業者の方が無審査になっているのではないかと、そういう指摘をしました。北海道の担当はこの後志支庁に 1 人しかいないと。1 人で指導に当たっているということで十分な指導ができないということで、大変厳しい状態になっているのではないかと。施設に入るのも、事業所に入るのも、3 年に 1 回から 4 年に 1 回しか入らないという、3 年に 1 回、4 年に 1 回入る事業所は、事業所の人に聞いてみたら、もう入ると決まったら 1 か月ぐらいはたばたと、いわゆるいろいろなものを整理し出すと。整理するということは何かあるのだよね。監査が入るから大変なのです。1 か月も徹夜の状態ですべてを整理し出すということで、大変この事業者が、いいかげんと言ったらおかしいかもしれませんが、非常に無審査のためにしたい放題しているところがあるのではないかと思いますけれども、この辺のことは市の方で掌握しているのでしょうか。また、どのように対策しているのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

ただいまの御質問ですと、まるで小樽市の介護保険は無政府状態のようではございますけれども、そういうことではなくて、まず後志支庁の担当が 1 人というお話がございましたが、これは社会福祉課所属が 1 名でございまして、従来の俱知安保健所の方で、例えば介護保険施設等の担当もおりますので、全く 1 人で全部やっているわけではございません。

それともう一つは、3 年に一度ぐらいしかというようなお話がちょっと出てきたのですけれども、基本的に集団実地指導ということで、大体夏ですけれども、小樽市内といいますか、後志圏全部の事業者を後志支庁に集めまして基本的な通達・通知、これ介護保険関係は非常に通知が多くて、いわゆる Q アンド A を含めてたくさんあるのですけれども、なかなか実務の場でそれをひもときながらできない。そういう事例集などを北海道の方で配って、不正をしようと思っているのではなくて、間違っている部分がないか、それを集団実地指導で実施をしております。

そのほかに先ほどお話がありましたけれども、2 年から 3 年に 1 度それぞれの事業所に行きまして、例えば職員

の配置状況ですとか、これ人員配置は決定的に不正給付になってしまいますから、それで取消しになったところもありますけれども、一番捕そくしやすい部分でございますので、それをまず確認しております。

それから、レセプトの上でのチェックにつきましては、国保連の中でコンピュータでの論理的チェックがなされています。例えば訪問介護の請求が上がっているけれども、その人がグループホームに入っていることは保険上はあり得ないわけですから、そういうものがもしあればそのチェックができることになっていて、過誤で今返納されております。そういうような形でございますので、それが新年度からは私どもにもその立入検査権がおりてくるということで、もう少し厳正な介護保険運営ができるのではないかと、このように考えております。

佐藤委員

最後に、市長にお聞きしますが、いわゆる立入検査権がおりてきたら、今の介護保険課の中で対応できるかどうかという問題が一つあるわけです。これはきちんとやはり事業所の中へ入って行って本当のチェックができれば、私は億単位で削減できるのではないかと考えているのです。それで 1 人、2 人、そういう専門の分野をつくっても効果があるのだろうと思っておりますが、いかがでしょうか。

市長

今、来年度に向けましてもう法改正されて、そしてその中で介護サービスの適正化の徹底という項目がございます。すべての事業所に情報開示をさせる、あるいはまた、事業者の規制の見直しということで指定の更新制を導入するとか、あるいはまた、指定に当たっての欠格要件をつけるとか、それからケアマネジャーに対する資質の向上、この部分相当大きいものがあるのだろうというふうに思います。こういったものの更新制の導入とか、さらには独立性、中立性の確保と。どこかの事業所とくっついているとかというような問題はありますけれども、そういったものの中立性を図っていく。あるいはまた、介護認定の見直しをしていくと、トータルで相当改善されるのではないかと考えてまして、期待をしておりますけれども、どんな様子になっていくのか、そういう状況を見ながら今後の対応を考えたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

財政再建に向けた方針と柱、見直しについて

本日は予算特別委員会最終日、総括ですので、財政再建に向けての施政方針等何点かお尋ねをしております。

私は、今日まで、小樽の経済の活性化をはじめさまざまなあらゆる案件・事案について、誠心誠意努めてまいっております。活力のあるこの郷土小樽の実現に向けて全力投球をしてきたつもりであります。今、小樽市は、財政再建に向けた厳しい自治体経営が求められております。この厳しい中、小樽市長は、非常に小樽市の発展のためにも着実にこの市政を推進されていることを理解はしております。

昨日、全国の自治体職員の給与の削減が大きく報道されておりました。全国でも 56 パーセントの自治体の職員給与が削減され、削減率は最大 10 パーセントの削減をしているのを見まして、小樽市長は私の認識では現在給与 20 パーセントの削減、また、助役をはじめ 15 パーセント、教育長におかれましては 12 パーセントという大変全国一の給与の削減で、本当に過酷な日々を余儀なく強いられております市長でありますし、また、桂岡町という遠くから市役所にバス通勤という、大変私どもも市長に対して改めて敬意を表しているものであります。

この危機的財政に陥ったということは、私も与党の議員の一人として非常に議員として責任の一端はあるのは論をまつまでもありません。今回、予算特別委員会の設置の際、北野予算特別委員長から、非常に厳しい状況の中で各委員、緊張感を持ち、非常に大切な予算特別委員会であるし、効率的な審議を強く要請をされております。全く私も同感でありまして、今回、市議会におきましても議員の定数、また報酬等について、公開の場で審議をされて

おります。かなり議論はしておりますが、努力はされておりますが、私はこの一、二年が小樽の方向性を担う非常に厳しい大切な時期であるということは認識をしております。今こそまさに真の意識改革が必要でありまして、市民に何か説得力のある、非常に市民の皆さん方に市政の運営というものははっきりお伝えできるような大変重要な時期であると私は思いますので、今後の財政再建に向けた方針と、また柱、またそして未来のこの小樽に向けた見直し等をまず説明をしていただきたいと思います。

財政部長

3月に財政再建推進プランをお示しいたしまして、今その実施計画の策定に取り組んでいるところでございます。3月にお示した段階では平成19年度にも再建団体になるという、そういった見込みの中で、何としてもそれを避けていかなければならないというような意識の下に取り組んだわけでございますけれども、その中でやはり身の丈に合った行政の運営ということを一つの基本方針として考えております。スリムな行政、それからスリムな組織ということが言えると思いますし、それからもう一つ大きなものとしては、やはり今まで公共がすべて担ってきたものを、これをどういう形をもって市民の皆さんと一緒にやっていくことができるのかと、こういうような市民との協働という立場で今後の政策というか、市政の運営を考えるべきではないのかということで、方針としては大きく二つ言えるのではないかと考えています。

それに向けて、今、非常にやっておりますけれども、今回、その当時の予定で立てておりましたよりも若干16年度の決算の見込額というのは減少はしたのですが、先ほど質疑もございましたけれども、現在の状況では非常に厳しいと。普通交付税から税収の問題から、3月に立てた状況と何ら変わっていないということでございますので、これは再建団体への危機を、やはり19年度や20年度というレベルの中で現実の問題として取り組んでいかなければならないと、そういうような状況にあると思います。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたが、基本方針の二つの中に立って、昭和39年に20万あった人口が現在はもう14万3,000台まで落ちていると。ですから、そういった身の丈に合ったような行政をこれからどうやって進めていくのか。それから、市民の皆さんとどういう協働の精神を持ってやっていくのかと。そういうことを基本的な精神として、今、非常に危ない橋を渡っておりますので、これを何とかその橋を補強しながら渡りきっていかなければならないと。こういうことで取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

小林委員

職員の採用、配置、研修計画、民間企業への派遣について

大変この厳しい情勢の中でも、民間も行政においても、人材というものが私は大変重要と考えております。この大変なときを乗りきるには、やはりまた小樽発展に向けての政策、企画、この実行のできる職員、その職員をいかにして育成をしていくのか。職員の採用、人事の配置、また研修計画についてお尋ねいたします。

また、このような時期ですから、私は職員の民間企業への派遣と申しますか、やはり社会情勢をいろいろと勉強していただいて、今後将来を担う職員に対してやはり育成をする必要もありますし、その辺の考え方をどう持っておられるか、お答えをいただきたいと思います。

（総務）職員課長

これから、平成19年度以降約70名ということで、平成21年までには300名ぐらいの退職者があります。考えますと幹部職員というのですか、上の方がすっぱり抜けて、仮に先ほど答弁申し上げましたけれども、300名を100名で支えるというような状況が出てくると。実質的には幹部職員が抜けるという中で、今までのような研修体制ではちょっと間に合わないような事態が大分想定されるわけです。基本的にこれからの小樽市を担うような人材育成というのは急務になってくると考えます。

これまでも職員研修につきましては、新規採用からはじめ一定程度何年たったら中級、何年たったら上級という形で、あと監督者、管理者ということで研修をしておりますけれども、それではちょっと追いつかないというこ

とで、現在の集中改革プランの編成にあわせて人材育成方針を立てて、研修計画を立ててまいりたいと。

採用計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、削減計画とあわせて今回の集中改革プランの中でどういうふう採用していくかということをはっきりしていきたいと考えています。

あと配置につきましても、今までと違いまして、一定程度人事評価なり業績評価なりを踏まえてやっていかなければならないものというふうと考えています。

最後に、民間企業への派遣なのですけれども、現在の職員数の中で派遣するというのは大変厳しい状況にあると。それから、民間の方もなかなか受入先がないという状態なのです。ただ、一定程度やはり民間のノウハウを学ぶということは大切なことだと思いますので、検討してまいりたいと考えます。

小林委員

職員数削減と人件費削減の見通しについて

小樽市の財政状況の改善方策の一つとして、効率的でスリムな市役所であればならないと思います。そのためには、私ども議員が率先してこの行革を断行しなければならない。これは私ども平成会の一一致した見解であります。

そこでお尋ねしますけれども、この5年間で職員数がどのくらい減数されたのか。その推移と今後の見込みについて、またそれに伴う人件費削減についても見通しを伺っておきます。

（総務）職員課長

議員お尋ねの過去5年間の職員数ということで、この比較は平成12年4月1日、2,255名から平成17年4月1日、2,024名ということで、この5年間では231名の削減ということになりました。

職員数ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成21年までの退職者の数と採用数で、若干これから詳細検討しますけれども、全会計の中で200名程度の削減を考えておりますので、詳細につきましては、あくまでも今の目標値ということで御理解をいただきたいというふうにお願いたします。

それから、人件費の削減の関係なのですけれども、御承知のとおり現在職員給与については5パーセントの削減です。来年度、今、組合に提案中ですけれども7パーセント削減。先ほど総務部長の話にありましたけれども、19年度以降の削減をどうするかという部分がこれからの課題になると思います。いずれにしろ職員数の削減の中で若干の新陳代謝はございますけれども、相当の額の人件費の削減が見込まれる状況になっています。

小林委員

市長公約で実施しようとしている事業について

最後に、この財政の厳しい中であっても、市長は市民の負託を受けております。市長公約としてこの任期中に実施しようとしている事業、また、主なこれからの事業の見通し、その効果等、また、将来に向けてこれはどうしても積極的に進めなければならない事業もあると思いますので、この辺最後に市長に伺いたいと思います。

市長

残り任期1年半ちょっとありますけれども、この中でどこまで事業を進めていけるか、現在の財政状況からいって大変厳しい状況です。何とか財政再建の見通しをどう立てるかという、その部分が非常に大きいわけですし、先般も本会議で答弁しましたがけれども、ごみの収集の委託あるいはまた学校給食センターの委託化といいますが、この部分が非常に大きいのかと思っていまして、その部分を手をつけていかざるを得ないというふうに思っています。そんな中で少しでも財源を生み出して、課題の事業を進めていきたいと思っています。何といたしても、最大の事業はやはり病院の統廃合だろうと思っていますので、ぜひこれは一定の見通しを立てたいと。この残された任期の間で建築に向けて進めるべく見通しを立てたいと、そういうふうにして、これが最大の、病院の建築と、それから財政再建と、この二つだと思っています。

小林委員

市有林を売却するという、大変異常なこういう財政状況の中です。私ども議員もこの問題を厳しく受け止

め、真正面からやはり取り組んで、市民の意向を反映していかなければならないと思っています。どうぞ市長におかれましては、この厳しい状況の中、小樽市のために政策の実行に当たりまして、私も微力ながら一生懸命その推進に当たりまして協力をしていきたいと思っておりますので、市長の御健闘を再度お願いいたします。これは答弁は要りません。

通信欄未記入の学校への指導について

それでは、通告なしで大変申しわけありません。教育問題についてちょっと触れさせてください。

総括の日に、小前委員の方から非常に学校教育の現場の内容で通信欄の件、特に学校名が出ましたので、高島小学校、朝里小学校ですか、それをにおいておいても、例えばこの議会で質疑した以後、学校長との接触は持たれたのですか。

（教育）指導室寺澤主幹

通信欄の未記入の学校ということで、朝里小学校がまだ未記入ということでありました。それで、先日の予算特別委員会終了後、校長に教育委員会に来ていただきまして、議会の論議、それらを踏まえ、どのように指導していくのかということで、個別に指導を行ったところでございます。

小林委員

議会の質疑、そのような内容はどのような形で学校側に伝達されていくのかということ、また改めてお尋ねしますけれども、どのような形で学校側へ通達されるのですか。

（教育）指導室寺澤主幹

議会での論議の中にありました通信欄の意義、それらを踏まえて教員に強く指導していきなさいということで指導しております。また、教員、個人一人一人の意見はどうか。校長としてその把握にも努めていただきたいということで指導しております。

小林委員

今日は通告なしですから、失礼ですから突っ込みませんけれども、朝里小学校と高島小学校と校名が出たものですから、それでは現在、朝里小学校はそのような未記入、高島小はちょっとやはり問題を抱えていると私は認識していますけれども、その辺どうですか。もうきちんと適正にされているのですか。

（教育）指導室寺澤主幹

高島小学校につきましては、第２回定例会で小前議員から御指摘いただきまして、高島小学校の校長にも同様の指導をしております。校長は職員会議等で教員に対して指導を繰り返す中で、２学期以降、通信欄については記入していこうということに改善が図られております。

小林委員

現在、高島小学校の通信欄、私も見せていただきましたけれども、非常に適切に行われてはおりません。書かれておりません。なのに教育委員会はこういう答弁をしている、そのギャップがあるものですから、どのような指導をされているのかという疑問点は持っています。答弁いいですか。

（教育）指導室寺澤主幹

高島小学校につきましては、１学期については記入はされませんでした。２学期以降については記入していこうという方向で改善がされたということでございます。

小林委員

小樽市内の子供たちの教育について、教育問題は非常に市教委としてもいろいろと私方への説明、学校長に指導をされ、あとは学校長と現場の教職員との間のやりとりがあると思っておりますけれども、実際子供というのは６年間で修了しますし、これはやはり何といても教育ですから、教えられて育てられると。それにはその学校によって非常に差があるとこれは問題ですし、いろいろとあり方はこういう議会で指摘はしていますけれども、まだやはり立

ち入った教育委員会の、先日指導室長の道徳の時間のこの問題も出て、やりとりを聞いていまして、現場で行われていることと非常に差があるということだけは、私申し添えておきます。

小樽の活性化について

最後に、小樽の活性化、小樽をこれからどうしようというのは、やはりこの小樽の子供たちに対する公教育の充実がなければ非常に暗い、未来がないのです。非常に残念ながら、教育の正常化問題は昭和54年から小樽の問題に取り上げられて、進んでいるとは言いながらも、特に昨年10月、新しい教育長になられた菊教育長におかれましてはいきなり適正配置、そしてアスベストという大きな重責を今回ある程度のめどをつけましたから、いよいよこの学校教育現場の特に教育の内容まで、これから私は期待している一人なのです。ひとつ子供たちのために一層、まだまだ現場は厳しいということだけは認識していただいて、頑張ってくださいたいと。

教育長にだけ、私の今の気持ちを伝えて、答弁をお願いします。

教育長

ありがとうございます。常々皆さんに話しておりますが、市民の負託にこたえる学校教育の推進ということで、とりわけ今重点的に取り組んでおりますのは、どちらかというと学校は閉鎖された社会でございますので、学校で何をやっているのか、子供や父母だけでなく市民みんなに見えるような、よく「開かれた学校」という言葉を耳にしますが、実際その開かれたのが市民一人一人にやはり見ることができなければという思いで、通知せんをはじめ、指導力が不足している教員でありますとか、いろいろな質問を皆さんからいただいたところでございますが、ともかく今、教育委員会が学校に対してどういうことをお願いし、学校もそれにこたえるような、こういう方法でやっているということをやったりこれからやっていかなければ、私はこの負託にこたえたことにはならないのではないかと考えております。教育委員会といたしましても、今、一つ一つの学校で一人一人の子供のために、よく言いますけれども、「知・徳・体」、知の部分ではこういうことを具体的にやっています、徳の部分では具体的にこういうふうに使っていますというのを、今週もう全部終わりましたから、各学校のをいただきましたので、来週若しくは再来週、ホームページで載せますので、ぜひ1校だけではなくていろいろな学校を見て、もし皆さんが見てこういう点が欠けている、こういう点がすぐれているというのがございましたら、ぜひ私どもに御指導いただければと思います。

また、人事にかかわりまして、実は昨年度、ちょうど今こんな時期であります、後志教育局と約四百数十名の先生の面接をさせていただきました。どちらかというと、やはり小樽だけの人事では不十分でございます、後志と交流、さらには他管内と交流するということはもう緊要な課題でございますので、そういう面も含めまして人事、一般教員だけではなくて校長や教頭も含めまして、教育委員会として皆さんの期待にこたえられるような、そういうような取組をしていきたいと思っておりますので、今後ともぜひ皆さんから見た学校、皆さんから見た教育委員会という思いを私どもに寄せていただければと思います。

小林委員

ありがとうございます。終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

今委員会では、斉藤陽一良委員や小林委員はじめ、財政の状況ですとか大変厳しい状況だと。財政部長もこの二、三年を、綱渡りですけれども、何とか頑張って再建団体にならないように乗りきりたいと、そういう決意がうかがえて、その部分については一生懸命我々も含めて議会側も、行政の方々も、これは市民も含めてですけれども、今、大変な思いをして、この時期を乗りきろうということで一丸になってやるしかありませんので、それについては、

ぜひ関係部局におかれましては頑張ってください、いい案をつくっていただきたいと思います。

ただ、市長は抱負で述べられましたけれども、市長の任期中に病院が最大の課題だというふうにおっしゃっていましたが、私はやはり中・長期的に見て一定の希望を、前回の委員会で申し上げましたが、それを何とか施策として政策立案をして、市民に展望を持っていただくということが、ぜひこの機に私は必要ではないかと思って、この間、当選をさせていただいて以来、いろいろな議論をさせていただいたつもりです。私は、財源がないところに政策立案とかはできませんので、財源も含めていろいろな知恵を出して、ぜひとも一つ、二つでも、言ってしまうと限りませんが、方向性だけでもぜひ出していただきたいと思って議論をこの間させていただいております。

今定例会でもひとつ移住策ということで、これは大変市も負担になるのではないかと、どうも市長は心配されているのではないかと思います。私はいろいろなやり方があると思うのです。やはり観光の問題で私はずっと申し上げておりますけれども、ぜひとも今の観光の質を転換させたいということです。やはり今、観光を見ていると、大変私は不安なのです。相当飽きられてきているのではないかなと。まして、いわゆる歴史的なまち並み、その環境もマンション問題等がありまして、この間相当環境が荒れております。これは大きなところだけでなく、いわゆる最近旅行者の方々はいくつとところを歩き回られますので、そういう小路、小路の環境も、前にも話をしましたけれども、石垣がコンクリート擁壁になったり、建替えがどんどん行われていまして、非常にプレハブ的な建物がどんどん増えていって、かつてのまち並みが崩れているという状況もあります。そういう中で、何か新しい施策がぜひとも必要だということです。市長が常々おっしゃっているように、宿泊型に何とか転換したいということですから、それには一点集中型のお土産観光というような形では、これはやはり難しいだろうと。やはり滞留型の観光拠点を何とか生み出そうというふうには、まずそこに重点を向けて、そのためにはどういう施策を持つのかということだと思っております。

ソフトの場面では、いろいろな努力が官民一体でされておりますし、また、この間の代表質問で申し上げましたが、いわゆる商品力の向上というようなことでいろいろな施策を持っていらっしゃるということですから、そこについては若干施策は打たれているのかと思います。ただ、ハードも含めたところで一定の展望を出されるということが非常に肝要ではないかという感じがします。

手宮の台地の整備について

ひとつ、手宮の台地の問題です。私は、これは前は田園住宅促進法というのに照らし合わせてどうかということをお聞きしましたが、代表質問では農地を前提にしてお聞きしました。開発というのは大変資金もかかりますし、民間がやるにしても、やはりそこそこ採算がとれなくてはいけないというので地価が高くなったり、一般の宅地開発では難しいところが私はあると思うのです。私はそれでは何もおもしろくないわけで、何とか行政が負担をしないで済んで、なおかつ固定資産税が着実に入って、なおかつ観光という側面からも一定の交流観光の拠点にもなり得ると。新たな切り口で宣伝効果もあるし、何か他地区にやはり先行して小樽はすごい味なことをやるなど、こういうふうなことを考えたわけです。あまり御理解いただけるように説明ができていないと思いますけれども、まず一般の宅地開発の整備の手法と、例えば農地なんかを、言ってみるなら開発というのですか、整備するようなどころではインフラの整備に違いがあると思うのです。それについて、どんな違いがあるのか教えていただければと思います。

（建設）宅地課長

一般の宅地開発といたしましては、一定規模以上の大きさがある場合には、特に調整区域と市街化区域、いろいろ区別はありますけれども、整備するに当たってはそれぞれの基準が設けられております。道路であれば６メートルから８メートルの道路をつけなさいとか、排水であれば周辺の雨水排水はその区内で集めて、それに見合うような設備を設けなさいとか、それらの基準を持って開発をしていくというふうな届出の行為があります。

山口委員

私も詳しくはわからないのですが、一般の宅地の場合はそういうことですね。農地の場合というのは、例えば側溝の幅にしても、今、市道についているような側溝の幅というのはやはり要るのですか。

（経済）農政課長

農地開発ということではなくて農地を開墾するということであれば、特に規制はございません。

山口委員

私はいわゆる手宮の台地というのは、これまで基本的には国有地ということで、区域としては一応調整区域に今なっているわけです。別に今、市の所有地でもないから要らんことを言うなという話かもしれませんが、市街地に囲まれたところで非常にアクセスもいいわけです。そういうところにぼつんと残った市街地に囲まれた台地があるわけです。言ってみるなら、もっと眺めのいいところはありますけれども、割合平たんで広い面積があって、なおかつ大半がいわゆる国有地というようなところで、草地として残っている状況なのです。北側は祝津の海が見えるわけです。南側は海はちょっと見えにくくなっていますけれども、天狗山からすそ野の市街地が見えるわけです。そういうようなところなのです。今、宅地開発で疋里の方とかもされていますけれども、ああいうところと比べても非常にアクセス的には、これは手宮公園へ上っていく坂がロードヒーティングになっておりますから、それを上りきって左へちょっと曲がればそこへ行きますから、ましてそこが開発されれば赤岩と手宮との循環経路になるということです。だから、そういう意味でも、将来的にはいわゆる赤岩、梅ヶ枝町とか、あの一帯ですけれども、ああいうところが全部つながったような形で、非常にあの赤岩というのは行きにくいところですから、アクセスが悪いところですが、手宮からつながっていけば赤岩も非常に利便性がよくなるということもあると思うのです。そういう意味で、何か工夫してやれば行けるのではないかと。

農地の場合は、代表質問で申し上げましたけれども、今、小樽は900坪です。30アールで新規営農が許可されているということです。今、リタイアした後、これリタイアした後でなくてもいいのです。お百姓さんで食っていこうという若い人もいますわけですから。ただ、900坪では単に農業だけで食えませんから、例えばそこで家を建てて、900坪の農地で何か食べていこうといった場合には、農業も当然やりますけれども、それを農協に出して販売をしてなんていうことでは食えませんから、ファームツーリズムを必ずやるのです。農家レストランとか、いわゆる農家民宿、そういうことをおやりになると思います。いろいろな体験もお受けになると思います。それで一定の収入を得られるようなことをされると思うのです。

そうすると、小樽というのは、一般に外から見て都会で、農業体験とか自然体験とかそういうものができると。なおかつ夜の観光だって、そこから行けばいいわけです。だから、そういう観光の厚みを私はつけることができるのではないかと。意外と都会の人はわからないかも知れませんが、私たちのようなやはり田舎に育った人間としては、やはり年がいったら土とか自然とかというか、そういうものに触れたいという気分があるわけです。特に都市の人は、非常に建て込んだ中で空気の悪いところ、水の悪いところに住んでいますから、もし小樽みたいなアクセスのいいところ、特に空港にも近いし、大都市にも近いし、それからいわゆる農山村を背後に控えている、漁村も控えているというような非常に多彩な周辺を持った、これだけのまた歴史的なまち並みを持ったまちで、もしそういうことが本当にできるのであれば、私は相当なニーズがあると思うわけです。

ですから、開発について、いろいろ今後知恵を出していきたいとは私も思っておりますが、そういう中で例えば民間でやった場合、道路の整備をして、例えば市が取得をして、そして民間にそれを転売して、民間の方々に開発をしてもらうというようなことは、可能なのですか。

経済部長

私から答えていいかどうかちょっとわからないのですが、この間御質問になっている部分の一つの考え方というのは理解をしますし、市長の方からも、今後、少し入り口段階で研究しましょうという話を申し上げました

ので、農業レベルでの検討はさせてもらいたいと思っています。

ただ、今おっしゃったような、例えば農業としてやった場合に、こういうことが可能なのかとか、例えば農地として側溝の幅が幾らだとか道路だとか、たぶんそういうことは想定していませんから、通常の住宅開発とかと違って、もともとこの国は農業から成り立っているわけですから、後からできたものではなくて、ずっと農業が進んでいるわけです。その中で道路幅だとか側溝だとか、たぶんそんなことは想定していないと思うのです。もっと言うと、人がどんどん住むことを想定しないで成り立っている世界ですから、今おっしゃったようなことを聞かれても、たぶん答えとしてはすぐに出てこないだろうと。

ですから、そんなことも含めてお話としては理解をしながら、ただ、あい路が非常に多い、それから農地ですから本当に農業をやるという意味と、あるいは農業というものに触れたくて本州あたりから出てきて、わずかな自分の土地をやりながらある意味での農業と親しむという世界と農業で生きていこうという世界と、やはりかなり違う部分だろうと思うのです。その辺なんかも少し研究しなければならないテーマだと思いますので、少し勉強させてもらいたいと思います。

山口委員

こればかりやっているとすぐ終わってしまいますので、市長に一つだけ。私が申し上げている話は、まだ海とも山ともつかない話だと思いますが、言ってみるなら、そういうふうな都市の展望としてそういうことを研究したりするということは、私は非常に有用だと思うのです。担当部署は私はどこかわかりませんが、いろいろなところに関係してくると思うのです。建設部とも農政課ともこれは話をしなければいけません、そういうところで例えば私も一生懸命研究させていただきますが、それに協力をさせていただいて、今後そういうことも含めて研究していくということについては、市長は方向性としてはこれはいいのではないかというふうに言っていただきたいと思いませんけれども、いかがですか。

（総務）企画政策室長

市長へのお尋ねなのに私が言うのも恐縮なんです、説明させてもらいたいと思うのですけれども、本会議の中で山口委員の御質問で、市長の方からも研究していくという答弁をさせていただいております。それで、私どもも今の経済部長の方からもちょっとあったのですけれども、一つの考え方としては、家庭菜園付きの住宅なのか、それとも農地としての位置づけなのか、スタートラインによって、その検討すべき課題も相当異なってくるだろうと思っています。

そういった中でああいった土地柄、国有農地という、ほかの土地とはまた違う垣根もある土地ですから、そういったことも踏まえて、対応としては経済部の関係もございますし、建設課の関係もございますし、まちづくり全体という踏まえ方もありますので、そういった視点から研究を進めたいというふう考えております。

山口委員

最初から限定してやるというのは大変難しいと思うのです。田園住宅でやる場合は、やはり将来的にそこまでやったら市街地に編入してくれというような話もこれ出てくるかもしれないと。そうすると、コンパクトシティというふうになら今考えているときに、やはりまた調整区域を外して市街地を増やしていくのかという議論になってきますので、そこも問題があるかなということも都市計画課長の方からおっしゃっていただきましたので、だからそれならすぐ来ると思うのです。でも、これは開発にもお金もかかるだろうと。農地でやった場合は、例えばマンションなんかでも、言ってみるなら管理組合もありますよね。その農地を一体化して、入植していただいた方に組合をつくっていただいて、例えば除雪なんかにしても、管理費みたいな形で毎月積み立てていただいて、それを例えば業者を雇って一部除雪もやっていただくようなことを含めて、いろいろな約束事をつくってその方々がやっていくと。

例えば道路についても、私は今、市道の基準があるけれども、そのとおりやればよいとは思いません。イギリス

なんかへ行けば本当にわきが石積みで、それで例えばアスファルトでない道もあるわけです。これは雪の問題があるから、そんなわけにはいかないかもわかりませんが、そういう景観も含めてきっちり対応していかないと、これはある意味では交流観光の拠点として新しいものにはなりませんので、それも含めてぜひともいろいろ協力をしていただいて、私も大変研究していきたいと思いますので、今後とも研究をよろしく願いいたします。市長の答弁は要りません。

交通記念館の問題について

次の問題。交通記念館の問題です。これは斎藤博行議員の今回の一般質問で、教育長が、1年ぐらいをめどにして年内に市の施設の統廃合というか、入れ込むというようなことで、これは青少年科学技術館、文学館というのですか、それも含めて検討して、1年以内に結論を出すとおっしゃっていますね。これについてももう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

（教育）八木主幹

ただいまの検討の具体的な内容についてでございますけれども、社会教育施設の中で課題を抱えている社会教育施設もございますので、そういった社会教育施設との統合も含めて検討しているところでございます。具体的には、今、議員がおっしゃいました青少年科学技術館あるいは小樽市博物館、こういった施設との統合を考えているところでございます。

山口委員

こういう厳しい財政状況の中、そういう社会教育施設の統廃合みたいなものを考えられるのは当然だと思います。ただ、私はこの交通記念館についてはいろいろ提案をさせていただいてきております。市長もかねがねおっしゃっていますけれども、北運河地区について何とか観光拠点としてならないかというお話もあります。これは建設部とはいろいろな話をさせていただいておまして、今回の代表質問の答弁でも、いわゆる北運河、手宮線、これは交通記念館も入っているのですけれども、その地区一帯を何とかコンサルタントに振らないで、民間と行政が一体になって基礎になるようなプランづくりをしようではないかという話にもなっているわけです。そこら辺で庁内の調整というのが、一方で社会教育施設、官の中の話でしようけれども、まとめたいというようなこういう話をされて、トータルなプランづくりみたいなものも含めて別なところでやっているというような状況に今なっているわけですね。これは綱引き状態になってしまわないかちょっと心配なのですけれども、その辺の庁内調整というのはどうなっているのですか。

（教育）八木主幹

検討を進めている組織についてでございますけれども、現在、関係部長会議といたしまして助役や収入役をはじめといたします5部長、また、次長職から成るメンバー合計8人で検討を進めているほか、担当の関係課長職のワーキンググループも構成いたしまして、その中で広く検討しているところでございます。

山口委員

ということは、確かに整理統廃合の問題というのは、先ほども申し上げましたけれども、これは考えなくてはいいけないと思いますよ。ただ、私はああいう拠点施設をその対象に含めて、そういう観点からだけで、要するに考えてもらっては困るということです。せっかく攻め手の材料を持っているのに、要するに基本的には守りの中でその攻め手の芽を摘んでしまうということに、私はならないかという心配をしているということです。ですから、そこも含めてぜひとも配慮いただきたいと思います。これは私が提案をしている内容、若干これまでずっと申し上げてきましたけれども、その内容ができるのかどうかも含めて、これは市がお金を出して全部やれということではないですよ。今でも三セクですけれども、いろいろな手はあるわけですね。ただ材料を持たないで製造するわけにはいかないわけですから、プランづくりをしようということです。どこかにプレゼンテーションできる材料を持っていて、民間で例えば協力をいただくようなことになるかもしれません。手宮線と交通記念館が一体になれば相当魅力

があるのです。そういうこともずっと申し上げてきた。これは大仕掛けなのです。もしやっただ場合には J R の協力も要るし、民間の協力も要るのです。当然、市も協力しなければいけない。一つの方針として出さないといけません。だから、そういう意味で、これはすぐできるものではないのですけれども、それと一定の整合性をとってやるということが絶対必要になってきますから、部署部署で、庁内で連携をとられてやられないと私はいけないと思いますので、ぜひともその辺はきっちり調整をして、今後ともやっていただきたい。

年内に結論を出すというのはどんなことですかと私は思ったのです。その辺ちょっと部長どうですか。

教育部長

交通記念館にかかわってのお話でございますけれども、今、庁内で考えておりますのは、先ほど担当主幹から申しましたように、まだあらあな部分です。そういった中で交通記念館の経営状況を考えたときに、なかなかきついついという部分がありますので、そこに我々教育委員会としては他の社会教育施設も所管しておりますので、そういった中でひとつ集約できるものはないだろうかと、そういうような導入口で入っています。ましてや、交通記念館の施設あるいは土地、これは全部市の財産ということですので、さらなる有効活用を当然図らなければならないと、こういう立場にある。そうした場合に、教育委員会だけではなく、その枠を超えまして横断的に各関係部と、これは直接図って行って、連携をとって、それぞれの切り口で今後具体策を練っていかなければならない、こういうようなことを念頭に置きまして、今お話をしているところでありますけれども、まずあその場所、山口委員がおっしゃったように観光的な交流拠点の場所だと、これはもう私も観光課時代から十分わかっていますけれども、まず一つには、幾つかあその拠点の場所の考え方というのはやはりコンセプトを持たなければならないということで、まず教育の場として博物館的な要素を持たせていきたいということと、それから調査・研究の場を充実させたい。そして、社会教育施設の核としての場所としても持っていきたい。これはまだ今後のこともありますけれども。それから、今の観光の活用ができる場所、そして周辺施設との当然連携です。今、北運河側のルートの問題、これも具体化して、総合的にまずその辺を関係部の皆さんと作業を進めてまいりまして、そして年内にひとつ基本的な考え方をお示しできるような段階へ持っていきたいと、こういうことです。

山口委員

今の点について、建設部長の方からもちょっとお話ありませんか。

建設部長

今、教育部長から話があったように、博物館の部分は北運河のエリアにあるわけで、当然その北運河のビジョンづくりの中でも、そういった話も協議がされると。庁内の組織の中でそういったものを含めて総合的に判断する、若しくはビジョンをつくる。それには市民の方々の御意見というのは当然吸収させていただきますので、その吸収をさせていただく方法については、今後また別の角度で市民団体と接触をし、方策を練るということを考えてございますので、そういった総合的な中で検討したいと思います。

山口委員

ありがとうございました。この件については終わります。

景観条例について

次に、別件の景観条例についてです。

今回、特別景観形成地区の範囲の見直しをおやりになっているのですけれども、これについては特別景観形成地区内の新規に建てられる建物についても、景観に配慮した建物を建てた場合には、一定の助成というのが設けられておりましたけれども、これは現状どうなっているのですか。

（建設）まちづくり推進課長

特別景観形成地区内の建築物に対する助成の制度でございますが、昨年、平成16年度に助成制度の見直しということで鋭意検討し、平成17年度、今年度当初から、新しく改正した助成制度の中で行ってきている状況でございます。

す。その中で、特別景観形成地区内の助成につきましては、平成17年度以降、当分の間休止するというので、今年度から助成については行っていない状況でございます。

山口委員

せっかく今見直しをかけていらっしゃるわけです。やはり財源がないからいたし方ない面もありますけれども、そういうふうな状況のまま市民の皆さんに範囲を見直すと、ぜひ協力してくださいと言うのも、ちょっと説得力がないと言ったらおかしいですけども、武器として弱いのではないかと私は思うのです。ですから、私はずっと申し上げたのは、寄付条例の提案もさせていただいております。歴史景観の保全に係ってのみ、まず私は寄付条例というのをスタートさせるべきではないかと思うのです。他市町村は福祉とか環境とか、結構多岐にわたって政策のメニューを出しているのです。結構あいまいなところもあるのです。それは絶対失敗すると思います。でも、歴史景観については、小樽は相当なブランド力を持っております。皆さんからも存知いただいていると。そういうものをやはり本当に保全していくのだという意味で、今回、景観条例の特別景観形成地区の範囲の見直しをされるわけですから。それに、言ってみるなら、小樽ファンとも言われる外の人方から何とか協力をいただいて、財源をつかって、そしてそういうところにも、本来当初から想定されていた、いわゆる条例の精神とその中身、これをぜひ確保すると。現状では600万円程度しかないようですから、それで景観行政を本当にやろうと思っても、これは無理なわけですね。その財源を何とか求める意味で、私はぜひその点でまず始めていただきたいと。それからまた、これから景観法の適用とか、いろいろな部分でメニューを、これ足していかなければいけない部分がありますから、それはそれでまた議論をしていって、条例を改正していけばいいのではないかと思うのです。まずやはりこの条例の範囲の見直しを機に、ぜひ寄付条例についてはスタートをさせていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。これで最後にします。

（総務）企画政策室東田主幹

寄付条例の御質問でございますので、私の方から答えますがけれども、基本的には寄付条例と簡単に言っていますが、寄付による投票条例というのが名称でございます、どちらかというとお金をいただくことによって、その政策を住民が判断をし、その事業を推進していくという形をとると。そういう観点で申し上げますと、今、山口委員がおっしゃったような景観を守るという立場での寄付条例というのはありなのかなという気はいたします。

しかしながら、確か昨年12月に山口委員の御質問にもございまして、寄付条例をその間検討するということの答弁を申し上げましたので、勉強といたしましょうか、研究をさせていただきましたけれども、ちょうどその時点ではニセコ町の「ふるさとづくり寄付条例」とその以前に長野県の泰阜村の「ふるさと思いやり基金条例」の2本しかございませんでした。その間、今、8月末の時点で七つの自治体が寄付条例というのを制定しておりますが、残念ながらというか、いずれの自治体も1万人を割るような小規模自治体でございまして、そういうところで住民の施策に対する認識をとりやすい、認知をとりやすいというか、そういうところがまずその地域住民の同意を得てやっているというのが現状でございます。

今、山口委員が、まず景観条例の見直しのときにすぐさま寄付条例をやってはどうかというお話がございましたけれども、そういう観点で申し上げますと、その条例を立ち上げるにはもう少し時間が必要なのではないかとはいふには考えております。

山口委員

何かちょっと消極的になったのかなと思うのですが、

（「いやいや、そんなことはないです」と呼ぶ者あり）

私もただ言い放しではありませんし、何とか協力をして一緒に研究させていただきたいと思っておりますので、ぜひとも前向きに今後とも検討していただくようお願いして、質問を終わります。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 43 分

再開 午後 3 時 00 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

新谷委員

福祉灯油について

初めに灯油問題、いわゆる福祉灯油、これに関してお伺いします。

まず初めに、灯油価格の今後の見通しはどのようにでしょうか。

（市民）生活安全課長

灯油価格の今後の見通しという御質問でございますけれども、非常に難しいのかなというふうには思いますけれども、現在の灯油価格につきましては、昨年来、国際的な原油価格の動向、こういうもので少しずつ灯油価格が上がってきているという現状でございます。さらに、今月の 1 日に、大手の元売各社が 10 月分の仕入れについて 90 銭から 1 円 20 銭ほどの値上げを通知したという報道もございます。それらを考えますと、また、国際的な影響という部分で言いますと、少し前ではアメリカのハリケーンの問題、ごくここ二、三日前に起きましたカシミールの地震うんぬんというのがやはり原油価格なりなんなりに多少の影響は出てくるのだらうと思います。そういう部分では今後の国際動向等の変化もございまして、价格的には影響が出てくるのかなというふうには考えてございます。

ただ、一方で、これは供給の面から申し上げますと、10 月 1 日の灯油の在庫量と申しますか、それらが過去 5 年間の平均在庫量を上回って確保されているという、これも報道の関係でございまして、情報がございまして、それらをあわせて、どこまでそれらの影響が出てくるかという部分については非常に見通しが難しいものと考えていますが、大なり小なりの影響は出てくると、そういうふうには理解してございます。

新谷委員

一般質問でも福祉灯油を行っている全道の自治体の例を示しましたけれども、北海道地域福祉課が 9 月 1 日に行った全道調査の結果というのは押さえているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

道の方から資料をいただいております。

新谷委員

もう少し詳しく言ってください。

（福祉）地域福祉課長

市では 17 年度 5 市、それでそのうち制度活用している市は 4 市ということになっております。1 市、帯広市ですが、これは単独でやっております、割引券の交付というような形で実施しております。

新谷委員

あまり詳しくなかったのですが、この制度を活用して行っているということですね。今、まだ今年は暖かいような気がするのですが、いよいよもう朝晩寒くなって、灯油を、ストーブをたくのを我慢している人方も多いのですが、今、市民がどういう状態にあるかというのは押さえていますか。

市民部長

私どもで価格の調査等を行っておりますので、これから冬場を迎えるということで、確かに情報等によりますと、10月末にある程度まとめ買いをしたのではないかなというような話もございますし、こういった中で推移してございますので、皆さん方はそれぞれ価格動向の推移を見ながら、できることはやっているのではないかと、こんなふうには思っています。

新谷委員

私が聞き取ったところによりますと、ひとり暮らしの80歳の方なのですけれども、公営住宅に入居しております。昨年10月から今年の4月まで、暖房用灯油としてタンクに入れた量は1,058リットルです。それで5万8,302円払っています。今年同量を消費するとしたら、平均価格1リットル、今、69円ですから、それで算出しますと7万3,002円で、差引き1万4,700円も高くなるのです。これを灯油1リットル当たりで割りますと、200リットル以上というふうになるのです。この方の年金は10万円ちょっとなのです。それで非常に苦しい中頑張っているのですけれども、やはり高齢になりますと、我慢していると風邪を引きやすいつか、風邪は万病の元と言いまして、病気になるとかそういうこともあります。

それからもう一つ、母子世帯なのですけれども、小学生、中学生1人ずつとお母さんの家族なのですけれども、公営住宅3階に入っています。去年は辛抱して、小さなストーブ1台で180リットルずつ3回、540リットル入れたそうです。団地に入っていると、配達するために団地価格というのがあって通常の灯油よりも高いそうなのです。今年はもう厚着して我慢するしかない、大変不安そうに話しておりました。こういう状態を、これからの厳寒期に向かってほうっておくことはできないと思うのですが、いかがでしょうか。

（市民）生活安全課長

今ほど、特に団地のお年寄りが我慢している、それから母子世帯のお話がありました。今、委員がおっしゃられたように、1世帯1万四、五千円になる。あるいは統計によりますと2万円前後になるという、いろいろな関連団体の業界の方で試算した数字もございますので、その数字についてはそれぞれ個々のリッター数によって違ってくかと思えますけれども、それだけの負担はかかってくるのかなと思っております。

また、団地の価格については、最近の私どもの方の調べではないですけれども、確かに中高層の住宅の中で高層階にある、18リットルの缶で運ぶ、灯油屋さんの手間等々から、金額がどうしても低層の1階、2階の方と違ってくという実態に過去の経験からあったというお話も聞いています。

また、その団地では皆さん方が1階に、それぞれ朝方全員、各階の灯油タンクを置いておきまして、自分たちで運び、共同購入なり、あるいは団地全体の低層階の値段で供給してもらっている、購入しているというようなお話は聞いたことがございます。実際問題、生活に大きくかかってくる灯油の価格ですので、たかないで我慢するというわけにもいかないかと思えますけれども、先ほどもちょっと全体の量の話をしていただきましたけれども、供給量そのものは過去平均よりも在庫量が確保されているというのは、10月1日の数字として出てございます。今後、今月の末に向けて、各共同購入する団体あるいはその団地等々で各業者と価格交渉等をしていくような情報もございますので、それらの中でできるだけ頑張ってもらって、安い価格に協力する業者もあるでしょうし、先ほどの階段の話のような購入する側の自分たちで協力できるもの、防衛できるものはしていくというような考え方が必要なのかなと、こういうふうには思っています。

新谷委員

今、生活安全課でお答えしていただきましたけれども、福祉部ではどう考えておりますか。

福祉部長

価格動向につきましては、今、市民部の方から答弁したわけでございますけれども、それぞれ灯油に限らずいろいろな意味で、これからの消費動向も消費価格へのはね返し等も心配はされるわけですので、個々の家庭にお

きまして、それぞれ今努力をしながら防衛している状況ではないかと思うわけでございます。そういう意味で、今後の推移も十分心配をしながら見ていかなければならないと思うわけでございますけれども、現状の中ではそういう方向でとりあえずいきたいと思っております。

新谷委員

一般質問のときには、先ほど北海道地域福祉課で押さえている状況でお聞きしましたとおり、これは少ないのですけれども、少ないながらも地域政策補助金を活用して行っているという自治体があります。市で言うと少ないということですが、しかし行っているところはあるのです。それで、北海道に聞いてみるということでしたけれども、これを活用して生活の困窮している方、私もちょっと調べましたところ、例えば生活保護基準以下というが、同等の方々を対象にして支給しているというふうになっているのですけれども、そういう点ではどうでしょうか。ぜひ実施していただきたいと思うのですけれども、一般質問から時間があまりたっていませんけれども、検討していただけたのでしょうか。

福祉部次長

確かに福祉灯油といいますか、そういうことで昭和50年に始まって、平成元年にふれあい見舞金ということで統合して廃止になりましたけれども、以前は行っておりました。ふれあい見舞金というのは冬期支度金の一部として見舞金を支給し、これをもって世帯の福祉の向上を図るということで、今言われましたように児童手当の全部支給世帯とか、75歳以上で市民税非課税の独居老人世帯、世帯主が重度1級・2級の身体障害者で重度心身障害者医療助成の対象になる所得以下の世帯、世帯主が重度の特定疾患患者で重度心身障害者医療助成の対象となる所得以下の世帯、これらの部分については、現在、ふれあい見舞金をいろいろ改正をして、重度障害者見舞金等も統合するなり改正してきましたけれども、この部分を残して助成をしておりますので、こういう部分で私どもは対応していきたいというふうには思っております。

新谷委員

今のふれあい見舞金に関しては、福祉灯油をやめる際に、ふれあい見舞金を出すのだからいいではないかという議論もあったそうですけれども、実態を見ますと今と価格が大分違うと思うのですけれども、福祉灯油の総額はその当時で、これ昭和62年で455万3,000円でした。ふれあい見舞金、平成元年を見ますと、市の持っている部分はこの半分以下なのです。ですから、こういう点を見ても、やはりふれあい見舞金自体が支給の額においては後退しているわけです。しかも、これだけでは、とてもではないけれどもこの寒い冬を乗りきっていけるというふうには思えないのです。

ですから、そういう点では、さっきの北海道の制度を活用して、少しでも助成できないのかということなのです。足りないと思うのですけれども、少しでもできないのか、その辺はどうですか。

福祉部次長

今ほど、委員から昭和62年と平成元年でそれで半額以下ということでお話があったのですが、この当時は生活保護世帯が対象外となったということになったものだと思っています。また、生活保護世帯については、生活保護費の冬期生活加算ということでされておりまして、これが十分かどうかという議論はいろいろあるでしょうけれども、そういうことでされておりまして、それ以外になって半額になったものだというふうに思っています。

新谷委員

ふれあい見舞金の4,000円なり5,000円なりが支給されていますけれども、それではとてもやっていけないということを私は言いたいのです。

それで、例えば他市のように生活保護基準以下というが、生活保護基準に照らして、今ふれあい見舞金を出している4,298世帯、このうちどれくらい該当するかということはわかりません。おわかりですか。

（福祉）地域福祉課長

基準の持っていき方が生活保護基準という形で調査しておりませんので、どの程度の方が該当するというのはちょっと現在わかりません。

新谷委員

だから、そこら辺を調べて、この北海道の制度を活用しながら、少しでも上乘せできないのか。又は、課長も御存じだと思うのですが、帯広市みたいに帯広地方石油業協同組合の好意によって、昭和54年から１リットルにつき４円を差し引いて支給しているということで、それは石油組合の方からそういう好意でやってもらっていますから、市の負担は何もありません。例えばそういうことはできないのか、いろいろやはり検討していただきたいと思うのです。働きかけていただきたいと思うのですが、いかがですか。

福祉部長

新たな制度として市が補助を出すことについては、なかなか現状の中では難しいと思うわけですが、今の帯広方式といいましょうか、そこら辺のことにつきましては、またよく研究させていただいて、勉強し直してみたいというふうに思います。

新谷委員

なかなか財政上ということでは、私から言わせていただいたら、別なところ、必要がないところにつき込んで財政が厳しくなっているという面もあると思うのです。やはり市民の福祉を向上させるということが市の役割だと思いますから、そういう点では本当にこの問題は切実な問題ですので、ぜひ前向きに御検討いただきたいといます。

朝里ダムの散策路について

それでは、次に移ります。

次、防災問題で、一般質問でも聞きました。さっき入ってきた情報というか、これをぜひ直してもらいたいということで要望があったことなのですが、朝里ダムの散策路、去年の台風でここで土砂崩れがあって、一周しようと思ったのだけれどもできないという、そういうことを観光振興室では御存じでしたでしょうか。

（経済）観光振興室長

ダム湖の周辺の散策路ということですが、これについては道が所管をしておりますが、土砂崩れがあったということについては私どもの方では連絡をいただいております。

新谷委員

昨日、体育の日ですか、それで出かけて、観光客も相当来ていたそうです。大変きれいな景色だということで、ぜひ湖畔を一周したいということで、おりたいと思ったら、去年の台風のまま閉鎖されていて、ここは行けませんということで断られてしまったそうなのです。それで、皆さん大変もうがっかりして帰ったということですので、これは所管が北海道ではあるのですが、小樽市の観光マップ、この中にもちゃんと書かれていますので、市としても早く直して、市民が、また、観光客の方が行けるように道に要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（経済）観光振興室長

私どもも、道からまた実情をお聞きした中で、要望をさせていただきたいと思っています。

新谷委員

ぜひよろしくお願いします。

地域防災計画について

それでは、次に移りますけれども、地域防災計画、災害予防計画の中の北海道が指定するほかのがけ崩れ危険区域について、改めてお聞きします。この中で11か所、市が整備しておりますが、その地区名と整備理由を教えてください。

（建設）宅地課長

道が指定した指定外地域の11か所の整備についてですけれども、地区名については防災計画にもものっておりますとおり船浜町、緑3丁目、入船3丁目など11か所があります。それらの整備した理由ですけれども、小学校の山の保護、治山工事、又はそこに付属する、又は場所によっては道路整備によって守られたのり面等がございます、いずれもがけ地整備という観点ではなく、関連工事により、それらののり面が保護されているというような状況でございます。

建設部関野次長

補足させてもらいますけれども、新谷委員から今ありました指定外で整備している11か所、防災計画の中で備考の中に書いてあるのですけれども、市が管理している道路及び学校施設の保全の目的から10か所となっております。あと残る1か所については、株式会社小樽水族館がみずからの財産の保全を目的としております。

新谷委員

それでは一般質問でも聞いたのですけれども、一つ一つ答えていただきたかったですけれども、整備済みのものを除いた69か所、市がかかっているすべてが民地かということで、一般質問のときには質問させてもらいました。これから調査するということでしたけれども、この調査した年次というのはいつだったのですか。

（建設）宅地課長

防災計画に記載されております調査の基礎データですけれども、道で平成7年以前に全体調査をしております、平成8年度に取りまとめが終わっております。それらの結果が防災計画にはのせられているということです。

新谷委員

これが道から調査結果が来てこれにのせたということですがけれども、既にもう10年経過しているわけです。この中でこの整備済み以外の69か所については市がかかっている土地がないのかあるのか、そのぐらいはもう調査してしかるべきではないのかと思うのです。全くないのですか。

（建設）宅地課長

道では、おおむね5年をめぐりにいろいろ調査しております。ただし、土地の所有等については詳細なデータはまだ入手されておられませんので、今後、危険な箇所等については、その辺の土地所有者も含めて把握していきたいというふうには感じております。

新谷委員

それが民間の場合は、土地を寄付して道が整備していくという形になると思うのですけれども、市の関連している土地がないのかということをおは聞いているのですけれども。

（建設）宅地課長

この指定区域の中にも同じように、まだ整備されていませんけれども、市の道路又は公有地等は内在しております。

新谷委員

それを聞きたかったのです。そういうことで、市が関連している土地というのはこの中にあって、やはりこれが危険であるから指定はされていないものの、こういうふうののせていると思うのです。それで、私がどうも不思議なのは、毎年防災会議を開かなければいけないということで、これ決まっていますね。それで開いていて、そして平成14年かな、13年かな、土砂災害防止法に基づいて北海道がいろいろ調査しましたね。そういうことも果たして報告されているのかどうなのか。報告されていないからここにのっていないのではないのかという疑問を持ってしまおうのですが、きちんと報告されていますか。今、5年ごとに調査しているとおっしゃいましたけれども、それは報告されているのですか。

（建設）宅地課長

今、委員が御質問になったのは、先般お配りした土砂災害の図面だと思うのですけれども、これにつきましては、現在、基礎調査が終わった段階でございます。その後、道ではこの土砂災害防止法に基づきます土砂災害警戒区域の指定、又はそれより危険な土砂災害特別警戒区域の指定という行為を行うべく詳細な調査を今かけておりました。これらの調査の基礎資料ということで先般お配りさせていただきました。それが土砂災害危険箇所図でございます。これらについては、市民等に一刻も早く自分の住んでいる土地をどういう場所に住んでいるかというのを周知させるのも目的の一つとなっておりますので、そのために早急にお配りしたものです。

新谷委員

それは町内会に配っているというのはわかっていますが、この市の防災計画の中で、なぜそれが位置づけられないのか、それが私は疑問なのです。確かに北海道が調査をするものですが、しかし市の防災計画ですから、もうこんな古いものばかりのせいで、やはり危険なところは新しい情報をどんだんのせるべきではないかと思うのです。

その防災会議で検討を加えて、必要があると認めるときは修正しなければならない。これは法律で決まっていますのですけれども、それを修正する必要がないと判断してのせていないのか。その辺はどうですか。

（建設）宅地課長

先ほども申しましたとおり、現在全体のがけ地の調査をかけておりました。今年度でこの調査が、今、終わる段階になっております。それらの状況を見まして、防災計画の位置づけ等も当然見直していかなければならないものと判断しております。

新谷委員

災害対策基本法では、市町村の責務として住民の命それから身体、財産を災害から守らなければならないというふうに書いていますけれども、そういう点で市がやはり見て、ここが危ないと思ったら道に早く整備をしてほしいとか、そういう意見を常々出していかなければならないのではないかと思うのです。

そういう点で、今、古いこの平成 7 年の指定外の地区の中で危ないと思われるところはないのですか。

（建設）宅地課長

がけ地等の形状の変化ですけれども、当然自然相手になっております。風雨にさらされるがけもありますし、その後、がけの下又は上の方に民家が建つ場合もあります。当然そのときには危険が増してくるというふうに判断できますので、もちろん住民の方々の協力等も必要ですけれども、その状況によっては道ともいろいろ協議してまいりたいというふうには思っております。

新谷委員

それで、これは防災の方に聞きたいのですけれども、今、宅地課の方からいろいろ説明がありましたが、この指定外であっても危険だということは、これはのせなくてもいいものなのですか。

総務部次長

地域防災計画につきましては、それぞれ項目がございますので、それぞれ市役所の中の所管の中でその項目ごとに、例えば道と協議するとかそういうことがありますので、やってもらった中で、改めて防災会議全体の中で変更するものはしていくというようなやり方でやっております。

新谷委員

この変更した部分がちょっとはっきりこの中で読み取れないのですけれども、先ほど 5 年ごとに調査をしているという、そういう報告があるそうですけれども、それであれば、こんな平成 7 年からもう 10 年もたっているのだから、もうちょっと新しい情報をのせるべきではないかと思うのですが。

建設部鈴木次長

土砂災害の危険区域の関係でございますけれども、実はこの指定外というのは急傾斜地崩壊法の指定に基づく、それ以外の区域を指定外と言っているわけですが、これについてはこの法律が昭和44年にできまして、このときに北海道、小樽市も当然中に入っていたのですけれども、最初に調査をし、そして危険度の順位づけをして、そして60何か所という危険区域の指定をしたと。それ以外については指定外という形で位置づけをしてきたと。それで、過去これまでにいろいろな調査をしてきたわけですが、先ほどもありましたように土地所有者、その指定外の区域というのが図面上ではあるのですが、現地との位置づけというのはなかなか難しさもあって、今回本会議でも質問がありましたように、今後その辺の調査をしっかりとしていかなければならないと思っているところでありますし、またもう一つは、つい二、三年前に土砂災害法ができたのですけれども、これは急傾斜地崩壊法との関連法なのですけれども、急傾斜地の法律はあくまでも整備を目的とした法律。それで、土砂災害については、最近、急傾斜地がなかなか整備が進んでいかない。やはり相当の費用もかかるし、土地所有者も多岐にわたっているといったところで整備がなかなか難しいということがあって、新たにこういう土砂災害法という法律ができたわけですが、この法律は整備のできない、整備をしたところもそうなのですけれども、あくまでもまず危険区域を皆さんに周知をしていくということ。それから、建物についても当然規制をしていこうということで、建築基準法との連携も図ろうといった形でこれができております。それで、これについては、今、北海道が調査し、市内に434か所という基礎調査をやっているわけですが、これが正式に住民説明が整い次第、区域の指定ということができていくと思うのですけれども、今、こういった法の動きもあって、防災との連携がなかなかスムーズにいかないというか、過渡期と言ったら変ですけれども、そういうふうな状況にあって、だから今後法律の区域の指定なんかも含めまして防災との調整をしながらいくのですけれども、いずれにしましても北海道とは指定外についても当然指定をお願いするような箇所があるのかどうか、これはもう今後調査をしっかりと行って、その後、道にもお願いをしていきたいと思っております。

新谷委員

ぜひよろしくをお願いします。

先ほど言った朝里ダムの土砂崩壊れなのですけれども、それもこれで見ると指定というか、調査の対象になっていないところなのです。そういうところでもそういうことが起きて危なくなると、人がいなかったから幸いなのですけれども、そういうことがあるので、やはり市としてもぜひ目配りしていただきたいと思うのです。

治山事業について

次、先ほどお聞きしました治山事業なのですけれども、どこを行ったのでしょうか。

（建設）宅地課長

船浜町の朝里第一中継ポンプ場の近くです。それと、緑3丁目では最上山手線の箇所、それから入船3丁目では入船小学校です。それから、忍路1丁目では忍路中央小学校の裏山、緑3丁目では商業高校の道路の擁壁等、花園5丁目については旧東山中学校の治山、潮見台2丁目では潮栄線の方の道路、塩谷2丁目は塩谷小学校の裏山、祝津3丁目では小樽水族館の小規模がけ地保護、オタモイではオタモイ市営住宅等の道路付近ということになっております。

新谷委員

それは全部治山事業ですか。

（建設）宅地課長

失礼しました。道路も含めてです。

新谷委員

北海道の補助をもらって行った治山事業はどこですか。

（建設）宅地課長

治山でやられたのは忍路 1 丁目、入船 3 丁目、塩谷 2 丁目、それから祝津 3 丁目です。

（経済）農政課長

今の治山事業でございますけれども、農政課所管でやっております小規模治山事業というのがございます。これにつきましては 6 校、若竹小学校、北山中学校、石山中学校、入船小学校、東山中学校、塩谷小学校、それと小樽水族館でございます。

新谷委員

そのうち小樽水族館は自分でやったということなのですが、小中学校の裏山ですか、治山事業として行ったその事業の後、どのような管理をされていますか。

（経済）農政課長

この小規模治山事業につきましては、市の小樽市林地荒廃防止施設の維持管理等に関する規則というものがございまして、この林地荒廃防止施設という位置づけになります。それによりまして、その防災施設には標識等をつけるといふこと、それから台帳を整備する、それから現況調査等を行うということになっております。

新谷委員

こういうことはだんだん土砂崩れのことを勉強しているうちにわかってきたのですけれども、それで年に 1 回現況を調査して、その結果を林地荒廃防止施設台帳に記録するものとあるのですけれども、記録はされていませんね。

（経済）農政課長

現況調査等を年に 1 回以上行いなさいということがございますので、これにつきましては、当該校に何か変わったことがありましたら農政課の方に連絡を入れていただきたいということをお願いしておりまして、これを調査にかえていたわけでございますけれども、確かに調査票を配布して調査してきていたということではございません。したがって、その結果を施設台帳には記載してございません。

新谷委員

では、教育委員会にお聞きしますが、その報告をきちんとされてはいたか。

（教育）総務管理課長

私、4 月から来たばかりで過去のことはちょっとわかりませんが、先ほどちょっと担当者の方から聞いたのですが、そういうことはしてありません。

新谷委員

ちょっと防災からずれたかもしれませんが、私はなぜこの件を聞くかということ、やはり危機管理意識というか、危機意識というのか、そういうのが何かちょっと欠如しているのではないかという気がするのです。それで、この防災計画の中からずっと拾っていったんだんわかってきたことですが、年に 1 回きちんと現況調査をしなければならぬこともしていないと。それで、これはきちんと荒廃しないように見ていくということは災害予防にもなっているわけですね。だから、そういう点で、やはりもっときちんと管理をしていかなければならないのではないのでしょうか。

（経済）農政課長

確かにその施設の管理につきまして、学校の方に行ってお願ひしていただいておりますけれども、調査項目等を示してやっていたわけではございませんので、これに関してはやり方等を含めて整理したいと考えております。

新谷委員

本当にきちんとやっていただきたいと思います。

防災意識の普及について

それで、また防災の方に戻りますが、防災意識の普及なのですが、出前講座でやっていただきたいような

お答えでしたけれども、これではやはり防災意識の普及というのはできないと思うのです。出前講座というのは自分からやってくださいということですから、ごみの有料化のときはあんなにも熱心にされて、町会に住民を呼んでやったわけですから、やはり市の方からもっと意識を普及していくという点で、出前講座に頼らず積極的にやっていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

総務部次長

本会議の中でも御質問がございましたけれども、現状ではなかなか平成 7 年のときにつくったようなパンフレット等を全戸にお配りするという事は難しいと考えていますが、日々の中では、毎月広報おたるの中で防災の特集を組んでずっと継続してやっておりますし、また、FM おたるなどの放送も毎月継続してやっておりますけれども、過去数年になっております。いろいろな機会を利用しながら、財政的な面もありますので、効果的なものを選びながら、なおかつ予算的なものを考えながら、そういう防災意識の啓発・向上には努めてまいりたいというふうには考えております。

新谷委員

そういうことはもう前からお聞きしているのですが、それでは、先ほど言いました市長が市民との協働ということも課題として挙げておりましたが、やはり行政の方から働きかけないと、そういう協働も何も生まれてこないのではないかと思うのですが、お金がかかると言うけれども、会館を借りるお金もかかるのかもしれませんが、大きな災害のことを思ったら、それはむしろ安いぐらいであって、行政の方から積極的に今月はこことか、そういうふうに計画的に行っていくべきではないかと思うのですが、

総務部次長

委員御指摘のとおり、まめに各町会を含めて、今、むしろ町会の中でも防災意識の高い地域もたくさんございまして、それこそ防災班長とかというような決め方で取り組んでいる町会も、昨今の現状の中で増えている状態にあります。そういう中でそういう町会の意識を活用しながら、防災としてもどのように協力していくか、改めて防災の中でも、そういう住民の意識の啓発については考えていきたいと思っております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

成田委員

私の方からは先日一般質問で質問した海洋開発について、市長から答弁もいただいておりますけれども、何点か質問したいと思えます。

海洋政策への取組について

日本という大きな枠から話をします。日本の国は周囲を海に囲まれた海洋国家として位置づけられていると思うのですが、その中でやはり漁業、エネルギー、資源開発、輸送、交通、教育、スポーツレクリエーションなどというような言葉があると思うのですが、その中で市民と一体となった、直接に市民がかかわっている海洋に対する政策というものがあると思うのですが、海洋開発の中で、これはやはり国の所管している部門だと思うのですが、小樽市の場合は 60 キロ以上にわたって海岸線を有しているわけなのですが、市民がみんな海の恵みを受けながら生活をしていると思うのですが、このように海とのかかわりを持った地方自治体というのは、どうしても海洋開発、その政策が必要ではないかと感じるのですが、小樽市として海洋政策の重要課題で日本の国が挙げているものというものがありましたら教えてください。

（総務）企画政策室東田主幹

ただいま御質問のございました海洋政策の重要課題でございますけれども、科学技術・学術審議会が国の諮問を受けまして 2002 年 8 月に答申いたしました「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」の中

で、我が国における海洋政策のあり方として、一つ目は「海洋を守る」、それから「海洋を知る」、「海洋を利用する」という、この三つのポイントをバランスのとれた海洋政策へ転換することが重要であるということを示しております。

成田委員

今、お答えいただきました三つの視点というのはわかっているのですけれども、その中に「海洋を利用する」、その意味を具体的にわかりやすく教えていただきたいと思います。

（総務）企画政策室東田主幹

御質問の海洋を利用するという基本的な考え方につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、周辺を海洋に囲まれた日本という国は、これまで水産とか造船、それから海運等による海洋からの恵みを受けながら、海洋国家として地位を築き上げております。これまでの海洋に関する日本の政策判断というのは、いかにその恩恵を受取るかということに重点が置かれてきたものでございますけれども、今回の答申においては、今後も海洋国家日本としてあり続けるために、持続可能な海洋利用の実現が重要課題というふうになっていると書いております。

この持続可能なという観点では水産資源の持続的な利用の推進、それから海洋生物資源の開発とか研究、さらには海洋エネルギーの利用促進、それから海洋鉱物エネルギー資源の利用、それと多機能で調和のとれた沿岸空間利用などの推進方策が必要であるというふうに見解が示されております。

成田委員

あとの二つの「海洋を守る」と、それから「海洋を知る」というのがあるのですけれども、これを簡単に説明していただけますか。

（総務）企画政策室東田主幹

まず、「海洋を守る」という点についてでございますけれども、まさしく守るという意味合いがございまして、海洋環境の維持とか回復に向けた総合的な取組とか、沿岸防災等における海洋環境に配慮した取組の推進ということが大きくは掲げております。

平たくといいますが、易しくではないですけれども、言い方を変えますと海洋汚染の防止とか、最近特に言われておりますけれども、プランクトンの異常発生だとか、それから本当につい最近も報道されておりましたけれども、エチゼンクラゲの異常発生だとか、こういう分野の問題を含めた海洋資源の生態系の保全だとか、そういうことを言っているというふうに思っております。

もう一つの「海洋を知る」という点でございますけれども、これは知るという意味でございますので、海洋研究全体を指しているものでございまして、地球環境問題の解決とか自然災害の予防に資する海洋研究、それと海洋保全、海洋利用の礎となります海洋研究などを指しているものというふうに思います。

成田委員

この中で海洋資源の生態系の保全というのがあるのですけれども、これの取組も大事だと思うのですけれども、それにあわせて海岸、海洋の汚染と浸食、これでわかるものがあつたら。

（総務）企画政策室東田主幹

生態系の保全の方は、今ちょっと申し上げましたけれども、特に日本海側の方のプランクトンの異常発生とかで潮が変わるといふふうに言われておまして、それが漁業といいましようか、魚の回遊に影響しているとかいふふうなことが言われております。こういうことは大学の研究機関等々で学者が研究をされているわけですし、先般のエチゼンクラゲの問題についても、大学の研究として捕獲の手法というのを漁業の網に細工をしてとるとか、それから漁業の魚礁のところにあえてエチゼンクラゲ捕獲用の網といいますか、かごを設けるとか、こういうふうなことの研究をするということも含めて、資源全体の生態系の保全を図っていかなければならないということがあると思います。

あと海洋汚染の防止というのは、基本的にはあってはならないことでございますけれども、船で廃棄物を海の方に持って行って海底投棄してしまうとか、そういうことを防止したいというのと、もう一つは、どこから流れ着いてくるかわかりませんが、油濁、油で汚れてしまうと、そういうことを防止するための勉強・研究も含めてやっています。

それから、浸食については海岸線とかそういうものを、先ほど言いました海流によって浸食をする。それから、浸食は海流だけではないのですけれども、そういうものについての研究も含めていかなければならないと思っております。

成田委員

そうすると、海洋を守るという観点の中に日本の経済水域を守っている組織というのはあると思うのですけれども、日本の中でいろいろ組織がある中で、海上保安だとか海上自衛隊だとか、水上警察は今あるかどうかあれですけども、それぞれの分野でどういう範囲でどのような形でやっているか、その辺も聞きたいと思えます。

（総務）企画政策室東田主幹

今、何があるか聞かれたら、四つ答えようかと思ったのですけれども、全部言われてしまいまして、それぞれの役割についてはよく存じ上げておりません。ただ、ちょっとごまかすようで申しわけございませんけれども、小樽には第 1 管区海上保安本部と小樽海上保安部があって、経済水域を守るという観点ではそういう作業をしておりますし、今、小樽にはないのですけれども、北海道が持っています水上警察と国が所管していて余市には一部ございます海上自衛隊等々が、この日本の経済水域を守るということの仕事をしているというふうに思っております。

成田委員

それぞれの分野の役割分担というのがあると思うのですけれども、そこまではまだ調査していませんね。

（総務）企画政策室東田主幹

はい、勉強していません。

成田委員

これから、この海洋開発のことはもう末永くやっていかなければならないと思うのです。それで、これからやはり小樽の新しい政策の中へ海を取り組んだ政策をつくっていくと、ひっ迫している小樽経済を立ち直らせる一つの要素でないかと思えますので、今、三つの視点で海洋政策推進の方向性というのを示されましたけれども、国の関係省庁の中でいろいろ進んでいると思えますけれども、小樽市としてこの視点で海洋政策に取り組んでいく何か示せるものがあったら、お聞きしたいと思います。

（総務）企画政策室東田主幹

小樽市の海洋政策への取組という御質問だと思いますけれども、小樽市としては 21 世紀プランの基本構想の「ゆたかさ 産業・活力プラン」の中でも、海洋開発をうたっておりますとおり、これまでの政策としては北海道地質研究所海洋地学部の誘致を行いましたし、その機能の活用についても、これまで事あるごとにできてきているところです。さらには、小樽港マリーナの造成というのもこの間にございました。そして、一番最近では、かつない臨海公園の整備など、海洋レクリエーション機能の集積なども進めてきているところであります。また、これはある意味では利用するという意味になると思えます。それから市民の海洋開発の理解を深めるということを目的として、平成 2 年にはマリンセミナーを開催して、海洋のことを少し学びたいということで実施したところでございます。また、平成 7 年からは啓発事業という位置づけをもちまして、小学生への啓発ということで、夏休み期間中を利用してマリンスクールをこの間開催しているところであります。また、さらに平成 4 年には産学官の連携とか参加によりますところの海洋開発推進協議会というのが設立されまして、これまで小樽の地域特性を踏まえた海洋開発の視点で基本的な研究がされてきているというふうに伺っています。そういう意味では利用する、知るということとは、これまでも行われてきているというふうに思っております。

成田委員

私、今、こういうふうには海洋開発のことを改めて質問しているわけですが、今までも何回か海洋開発に関して質問させていただきました。これ今、亡くなりましたけれども西村慎一氏が、海洋開発ということで道立の地質研究所海洋地学部を小樽へ誘致したのもこの西村氏なものですから、それを推進するためにも、これ小樽にとっても大きなプラスになると思うのですが、これから長い期間を経てこれを推進していきたいと思いますので、ぜひこれからの取組もやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この辺で何か室長ありますか。

（総務）企画政策室長

今、担当の主幹の方からも答弁がありましたとおり、小樽市総合計画の中にも大きな項目として海洋開発という課題を掲げております。今、委員の御指摘の中にもございましたが、なかなかこの海洋開発というのは大変規模の大きい開発あるいは構想だというふうには理解をしております。その意味では、小樽単独でその海洋研究あるいは海洋開発というものに着手するだけではなくて、国や道も含めた関係機関あるいは大学も含めた研究なんかいろいろ進んでいるということでは聞いております。私どももこの21世紀プランもスタートして、今年で7年、8年目に入っていくという段階でありますので、この21世紀プランで掲げた幾つかの施策についてどこまで実施ができたのか、到達ができたのか、そういったものを検証しながら、また、今後どういう方針でこの海洋開発に取り組んでいくのか、そういった視点からも進めていきたいというふう考えております。

成田委員

北海道の取組の中に道州制という形もあります。ぜひそれを国に持ち上げて進めていっていただきたいと思ひます。

地方分権と自治体の関係について

次に、地方分権と自治体の関係について伺いたひと思ひますけれども、この地方分権というのは、一括法というのが施行されて、三位一体の改革がされて、その中に地方自治体の合併推進だとか広域自治体の見直しだとか、いろいろと国と地方との関係が変化していると思うのです。その変化と、それからこれからの自治体の環境の変化、この辺も含めて教えていただきたいと思ひます。

（総務）企画政策室長

本会議の中で市長の方からも答弁させていただいておりますが、これは委員御指摘のとおり平成12年に地方分権一括法が成立いたしまして、その後、ある意味では戦後最もこの地方分権という課題について、さまざまな分野で議論をされているのではないのかというふう考えております。そういった背景には、一つには地方と国とのあり方が変わってくる、その構造が変わってくるというのがあると思ひます。また、ここ数年の中での極めて厳しい財政状況ということも、この地方分権を議論していく、向き合っていく一つの要因になっているのかなと。それともう一つは、行政活動に対して行政側がどれだけ市民に説明をしていくのか。また、それに対して市民の側からどういった提言・提案というものを受け取っていくのかという幾つかの要素の中で、この地方分権の推進というものが大きく自治体経営に問われてきた時代になってきているというふう認識しております。

成田委員

各地域で考えられると思うのですが、いわゆる一極集中、北海道で言えば札幌に人口が集中しています。その他の地域というのは過疎になっていると思うのです。この人口の体系というか、人口の減少体系だとか、それに伴って保育だとか介護だとか、その辺の社会問題というのも出てくると思ひます。この辺についての公共的なサービスという面で。

（総務）企画政策室長

人口問題、人口減少だけが地方分権を推進する要因になっているということではないと思ひますけれども、当然

人口減少という一つの表れとしては市税収入の伸び悩みですとか、そういった財政的な問題というのも出てまいります。その意味ではこれが適当かどうか分からないのですけれども、国の補助金の制度の見直しも、当然一方では進んでいるわけです。そうしますと、一つの自治体の施策をするに当たっても国の補助制度を探すという、そういった視点ではなくて、それぞれの自治体が、例えば小樽は小樽として、あるいは札幌は札幌としてというような、それぞれの自治体の中でみずからの責任と自己決定で施策を選択していくという、そういったことが迫られてきているのだらうというふうに思っております。

そうしたことからすれば、先ほど申し上げました財政の厳しさということにも関連するわけですが、それぞれの自治体が今進めていく施策あるいは事業につきまして、選択なり集中なりということを独自で考えていくという、そういった判断をしていかなければならないのだらうというふうに考えているところです。

成田委員

やはりこれからの地方自治体というのは、どこもそうだと思いますけれども、財政はもうひどく厳しいひっ迫している状態です。もう明日にでもどういようになるかわからないような状態になっていると思います。その中でやはりサービスだけは、これは欠かせないわけなのです。市民と一緒にしたサービスの行政というものが必要になってくると思うのですけれども、その取組方というのは今後の自治体経営の中でサービスという部分で考えていただければと思いますけれども、何か。

（総務）企画政策室長

今の課題も本会議の中で、市長の方から官と民との関係というような形での答弁をさせていただいております。御指摘のとおり極めて財政事情がありますし、一方では子育てですとか、介護ですとか、さまざまな市民ニーズも増えてきているという、そういった現状にもあるわけです。ですから、そうした中では、今までは何でも言ったらおかしいのですけれども、公でしょっていくということだけではなくて、最近さまざまな公的サービスにつきましても、いろいろな形で民間参入という場面、枠が広がっておりますから、一つは外部委託による民への移行ということがありますし、また、課題によっては自治体と市民とが協働して行っていくという、そういった課題もあります。ですから、そうした意味では、広い意味で官と民との関係というのも新たにとらえ直しをしながら、行政を進めていかなければならないというふうに考えております。

成田委員

小樽公園の再整備計画について

官と民の協働作業の中に、私も何回か協働作業でやるべきだということで、行政に対しておんぶに抱っここの時代でなくなったと何回か質問させていただきました。その中で、やはり小樽公園は市民が憩える場所をつくって憩えなくなっている場所でないのかと。それを何回か質問しまして、その中には再整備計画をやる、そして市民の声を聞く。それが今まで再整備計画を立てて、そして市民の声を懇談会という形でやっていますけれども、何回ぐらいされて、その内容はどういうふうになっていますか。

（建設）建設課長

小樽公園の再整備に当たりましては、昨年、この計画に先立ちまして懇談会を開いております。5月から10月までの期間、計5回開いてございます。内容につきましては、こどもの国とか散策路とか展望台とか、そういったところを取り上げまして、そういったものに対していろいろな御意見をいただいたところです。

成田委員

これはやはり市民と協働で公園づくりというのをやる意義があるのではないかと。市民の声を聞いて懇談会をやりました。それで、現在、再整備計画ということでコンサルタントに聞いているという話を聞いているのですけれども、それは現実どのようになっていますでしょうか。

（建設）建設課長

現在の作業状況といたしましては、第 2 回定例会の補正予算の提出に伴いまして、公募型競争入札を行いました。それによって、現在、公園の再整備計画の事業を実施しております。

今の内容につきましては計画内容の關係の検討ということで、与条件の整理とか敷地分析、ゾーニング等の検討を現在しているところでございます。今、そういった素案が上がってきた段階で、庁内関係部局のいろいろな検討を行いながら進めるところでございます。

成田委員

前から話はしているのですけれども、コンサルタントに依頼すると、きちんとつくってくれますよ、コンサルはコンサルで。市民が参加することで、自分たちがつくる段階から、懇談会に出て話しをするだけでなく一緒に作業をすることによって、市民の責任というのを市民が受けます。自分たちでやることによって、自分たちがそれを大事にしようという気持ちになります。投げっ放しにしませんから。コンサルタントは、つくればつくりっ放し。それより、市民は自分たちがつくったとなったら、それを守ろうと。それを子々孫々まで、これはうちのおじいちゃんがつくった公園だということで大事にしてください。市民の宝となります。そのような公園をぜひつくってもらいたいと思いますけれども、これからの、コンサルタントに頼んだら頼んでいいのですけれども、市民に参加してもらいたいような憩える場所をつくっていただきたいと思います。その点についてどうでしょうか。

建設部長

先ほど課長の方から答弁させましたけれども、昨年 22 名の市民の方に公募いただいて、5 回の審議をしまして、それもありとあらゆるような項目について分科会をつくって議論をしたと。それに基づいてホームページでその内容を公開し、さらにホームページで意見を求めたという状況でございます。それに基づいて小樽市ではこの 6 月に基本的な再整備の基本方針を定めて、コンサルタントへということでございます。その中で市民意見は、今、基本構想の中で十分反映をしていると思いますし、当然、最終的にはコンサルタントから上がる前に関係課長会議もありますし、また、こういった議会の場でお話をし、議会でも御意見をもらった後でまとめたいというふうに考えてございます。

そういう中では、これまでも他の公園施設についても同じような方法でやっておりますし、今回はその規模を大きく市民の意見を聞いたということでございますけれども、そして第 4 回定例会の中では途中経過についても、報告ができると思っておりますので、そういう中で議会議論も経てまとめたいというふうに考えております。

成田委員

基本構想ができてコンサルタントを頼んだというのはわかるのです。わかるけれども、作業にかかるときに市民にも説明して、市民にも参加してもらいなさいということを言っているのです。そうすると、市民というのは喜ぶますよということです。それで責任を持ちますから、市民というものはそういうものです。行政がただやっているだけではなくて、行政がやられたら、それは立派なものができると思います。できるだろうけれども、そうではないと思うのです。市民が参加する協働というのは、そういう意味ではないと思うのです。ぜひそういうように進めてもらいたいと思います。

建設部長

構想づくりの中には、話したような結果で、もう市民の意見をいただいてございますので、それはそれで十分尊重したいと思っています。市民参加という点では、当然いろいろな形の中で維持・管理をするだとか、公園をつくるという検討の中で、いろいろと市民参加のボランティアなりを募っていくということも構想にございますので、そういった観点で、今、委員御指摘の市民参加ということを十分生かしながら、計画づくりではなくて、公園づくりの中で反映したいと思っています。

成田委員

ぜひ市民も参加させるような公園づくり、協働でやろうということで市民に呼びかけてください。そうすると市民は責任持って参加します。私も一生懸命みんなに言いますから、よろしくお願いします。

松本委員

今はテーマの大きな質問でしたので、私からは生々しい質問をさせていただきます。

小学校の校内暴力問題について

教育委員会に小学校の校内暴力問題を再度確認させていただきます。

二、三年前までは、中学校が校内暴力ということで問題になっていましたが、低年齢化して、小学校が校内暴力ということですが、全国的に、今、小学校の校内暴力が非常に増えているということなのですが、その中であって北海道は逆に減っているという状況だそうですが、今日現在まで小樽市はどのような状況になっておりますか。

（教育）指導室寺澤主幹

前回答弁させていただいたとおり、昨年度、前年度ともゼロ件ということで、今年度については現在調査中でございます。

松本委員

全国的に増えている段階で、北海道が減っているという要因はどんなところにあるというふうに把握しておりますか。

（教育）指導室寺澤主幹

御指摘のとおり、北海道においては全国的な傾向と違って減少しておりますが、このことにつきまして道教委の分析や見解がまだ示されていない状況ですので、現時点では理由についてははっきりとわからない状況にありますことを御理解いただきたいと思います。

松本委員

私は、校内暴力があるないのパーセンテージでなくて、報告があるかないかのパーセンテージでないかと思えます。対教師ですとか、生徒間ですとか、それ以外の対人ですとか、校内にある器物破損とかが調査対象になっているようですが、これらの程度の問題だと思うのです。小樽市としては、これらについてどの程度が教育委員会に現場から報告が上がるような形になっておりますか。

（教育）指導室寺澤主幹

委員御指摘のとおり、校内暴力については生徒間暴力、それから対教師暴力、対人暴力、器物損壊などが挙げられております。そのほか非行行為といたしまして、暴行とか傷害、恐喝などの粗暴犯をはじめとする犯罪ないしは触法行為、喫煙、深夜はい回などのぐ犯、不良行為、それから犯罪的行為による被害に遭ったときなど、非行事故が発生した場合については、各学校は報告しなければならないとなっておりますが、明確な基準については触れておりません。

松本委員

小樽は昨年度まではないと、今年度は調査中ということですが、先ほど今日時点ということで聞いたのはそういうことなのですが、最近この一月以内に小樽市内の小学校で警察を呼んだという事例があるやに聞いておりますけれども、把握しておりますか。

（教育）指導室寺澤主幹

今、御指摘のあった小学校に警察を呼んだということについては、報告は受けておりません。

松本委員

内容の程度次第だから、警察が来てても内容が大したことがないから報告していないのか、あるいは報告しなくていいくらいのもに警察を呼んだのかということになりますけれども、そういう点ではどういうふうに思っていますか。

（教育）指導室長

今、委員から御指摘の事例等につきましては、帰りまして、各小学校の校長、とりわけどういう状況にあるのか把握をしてみたいと思っておりますが、特に委員御指摘の点は、報告としては表には出ないけれども、言葉は適切かどうかわかりませんが、程度の軽いものというのをそのままふたをすとか、例えば隠すとか、そういう形が本当に問題の解決につながるのかという御指摘かと思います。私どももそういう意味では全く同じような考え方に立ってございまして、この程度のものというふうにとどめるのではなくて、やはりこのことが大きな問題につながる素地になるのではないかという形で、問題については教育委員会にも御相談はいただきたいし、保護者にも出していただくという形で取り組んでいくことが大切だというふうにございますので、そのような観点から機会をとらえて、改めて各学校を指導してまいりたいというふうにございます。

松本委員

私、別に犯人探しをしろと言っているわけではありません。スクールガードの観点からも、内部なのか外部なのか、実はこれは器物破損に当たるのです。教師の車に傷をつけられたと。それがしばらくたったら、またもう一台、またもう一台、またもう一台。4台、4回やられたのでついに警察を呼んだ。これは校門内の中庭にとめてあった車です。外部なのか内部なのか、これは大きな問題だと思います。しかしながら、その間、図書室の網戸も破られて、それで中の図書も外にほうり投げられていたり、あるいは警察が来たらびたっとそれがとまったりということもありますので、いろいろどういう状況なのかと。

（教育）指導室長

先ほど答弁させていただきましたけれども、今、委員の方から詳しくその状況についてお話をいただいた中で、車への傷をつけたという事例については、そのことについての話は伺ってございます。それについては警察の方へも被害届を出し、捜査を進めているということの中で、当然、学校校地内で起こったことですから、ただ子供うんぬんというよりは、そういう対応について学校として子供たちへの指導も含めて行っているということで聞いてございます。

松本委員

これ4台になるまでにどういう対応をしたのかということが問題なので、そういう面で私が言ったから答えたので、言わなければ、ありませんで胸張って終わりということでは困るのです。

もう一つ、それでは、生徒同士で大ばさみを持って相手をおどかしたということを学校が確認しています。それで、いくら注意しても直らないので、両方の加害者、被害者の両親を学校に呼んで話し合いをさせたという事例がありますけれども、それは知っていますか。

（教育）指導室寺澤主幹

今のことについても報告は受けておりません。

松本委員

昔、我々のときは弱きを助け強きをくじくなんてあったけれども、今は弱い者いじめなのです。やられた子はハンドのある子だったので。そういう子をおどかして、親が呼ばれたので、おまえのおかげで親を呼ばれたと言ってまたおどかされて、その子は二、三日学校を登校拒否で休みました。学校も全部把握しています。そのほかにいろいろな問題があって、それで教室の中の問題とか、あるいは学芸会の問題とか、親が特別な懇談会を開いてけんけんごうごうになって、先生も二、三日休みました。そういう状況は正常だとは思われないのです。そういうこと

を教育委員会は把握していないで、正常な学校運営がされていますということでは、ちょっとまずいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

（教育）指導室長

まず最初に、問題について、やはりあるものについては当然学校だけでは解決できない事例が多々ございますので、そういう意味では当然私も教育委員会も承知をしなければなりませんし、また、保護者の皆様からも当然相談として持ち込まれる事例が多々ございます。そういう中で、今、主語がはっきりとどこのことということのない中で御質問をちょうだいしたところでございますが、委員からの御指摘をお伺いしますと、1校実際に担任の指導力にかかわって学級の中での対応ということで、校長を含めて学校全体で対応しているということについては随時報告を受けているところであります。ただ、このことについては、当然保護者も含めての内容でございますので、今逐一、先週も金曜日の夕刻、当該校の校長が来まして、状況の報告を受けて、この後も当然子供たちが安心・安全に学校へ通えるということでの状況をつくらなければならないということで、学校全体を挙げて取り組んでいただいておりますので、このことについて教育委員会も指導主事を派遣して、学級の様子についても見てございまして、今後とも学校と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

松本委員

私はどこの学校とは言いません。小学校全部、これは氷山の一角だと思いますので、各学校にもうどんどん入り込んで、調査・指導をしていただきたいと思います。

子育て支援センターの現状について

それで、このように低年齢化してきますと、子育て支援が非常に大事になってくるのではないかと思いますので、福祉部にお伺いをしますけれども、子育て支援センター、この役割が非常に大きくて、他都市でも子育てサロンですとか、つどいの広場ですとか、大変好評なのです。参加者も多いのですけれども、小樽市の子育て支援センターの現状について説明してください。

（福祉）子育て支援課長

子育ての基本は家庭にあるというふうに思っておりますけれども、近年、核家族化が進行していることや、それから地域の近隣関係が希薄化するなどして、子育て不安や精神的負担を抱えていらっしゃる親が多くなっておられます。これらを解消するために、地域におきましてそういった不安なりを軽減する意味で、子育て支援センターを設置してございます。小樽市におきましては奥沢保育所に併設の「げんき」、それから赤岩保育所内に併設しております「風の子」、この2か所がございます。そのほか今年の4月には、朝里幼稚園内に「わくわく広場」を開設してございます。また、既設の保育所におきまして週1回園開放ということで、地域の子育て家庭の母親方に開放しているところでございます。

もう一点、この10月6日、先週木曜日でございますけれども、新たに銭函地域におきまして「あそびの広場」、これを立ち上げてございます。今回の定例会におきまして事業費を100万円計上してございますけれども、例年ですと、この第3回定例会は9月議会ということでありますので、十分間に合うというふうに思っていたところでございますけれども、申請の関係がございまして、地域の皆様方の御協力を得たものですから、10月6日、事前に始めさせていただいているところでございます。

松本委員

現在、家庭の役割ですとか親子の触合いが非常に希薄になっているということで、このセンター、奥沢のげんき、赤岩の風の子に続いて、保育士が出張でげんきやってくるということで、富岡と長橋でやりました。今度、銭函にボランティアの方々というようなことで、道の定める事業ですけれども、「地域子育て力強化事業」ということで先に100万円使っているようですけれども、それも大変いいことで、この間6日に初めて、それまでに広報にも1ページ、それから回覧板でも、道新にも出していただいたりして周知に努めておられるかと思いますけれども、こ

の間の 6 日にはどのぐらいの参加がありましたでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

先週 10 月 6 日木曜日に初めてやらせていただいておりますけれども、利用者人数は親子 37 組、延べ 76 名の方が来られている状況でございます。

松本委員

ボランティアの方々ですので、保育士が出張していったわけではなくて、行ったのかどうかわかりませんが、ボランティアの中心になる代表の方は本当に大変なことだと思います。小樽市において、このような形でそびの広場を開設したというのは初めてだと思うのですが、今後、まだまだ格差が地域によって物すごく多い。まだ恩恵に浴していない地域に対する考え方と、それから富岡、長橋、今後の出張はどうなるのかということ伺います。

（福祉）子育て支援課長

委員がおっしゃいましたように、今年は奥沢保育所の子育て支援センターげんきの方から地域の方へ出かけさせていただいております。富岡町会の富岡公民館、長橋共睦会館の方へそれぞれ出させていただいておりますけれども、いずれにいたしましても、大変身近なところでこういった場があるというのは大変うれしいという評価をいただいております。

ただ確かに、今、出かけに行くに当たりましては、げんきの利用の少ない地域を少し念頭に置きながら出かけていたわけなのですが、やはり身近にそういった場がないということでは、あの地域に点在しておく必要があるかとは思いますが、なかなか施設を新設してということは難しいので、今、銭函で取り取り組んでいるような地域のボランティア、それから奥沢保育所のげんきの方では子育て支援ボランティアの方を養成してございます。そういった方々が全市的にいっしょのわけなので、そういう方々の身近な場所、このたび利用させていただいた町内会館などを拠点としながら、そういったサークルの立ち上げに市としても誘導してまいりたいというふうには考えてございます。

小前委員

学校図書費について

今年、学校図書費、小樽市は小学校 1 人当たり 613 円になっています。道内の主要都市を調べてみましたら、苫小牧市が 302 円で、函館市が 390 円というところもありました。中学校もまたしかりで、少しほっとする部分もございましたけれども、その中で財政状況が非常に小樽市と似ていて厳しいと思われる室蘭市が、小学校、小樽市の 613 円に対して 1,416 円もかけています。中学校でも小樽市の 1,134 円に対して 2,150 円もつけていて、とてもうらやましいと思いました。

そこで、図書費についてお伺いいたします。市民 1 人当たりの図書費、平成 15 年度 85 円とお聞きしておりますけれども、16 年度、17 年度の 1 人当たりの予算は幾らでしょうか。

教育部品田次長

図書館の図書の資料費、1 人当たりでございますけれども、16 年度、これは決算ベースでございますが、1 人当たり 87 円。17 年度の予算で申し上げますと、1 人当たり 78 円ということになってございます。

小前委員

100 円以下というのは、もう他都市にはどこにもございません。学校図書費最低の苫小牧市が 17 年度 87 円で、函館市が 152 円です。帯広市の 484 円という金額もあって、6 倍以上も小樽市より出ているまちもでございます。

そこで、市長にお尋ねいたします。二つの文学賞のある小樽なのです。1 人 100 円ぐらいの図書費をつけていくことはできないでしょうか。

市長

こういう厳しい財政状況ですから、新たな財源を生み出すというわけにはいきませんので、それを増やすとどこかを削るということになりますので、どこか削る部分があるのかどうか、教育委員会でしっかり出してもらって、図書費は大事ですから増額したいと思いますけれども、そういうことで対応せざるを得ないのかなと思っています。

小前委員

ありがとうございました。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時30分

再開 午後 5 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

議案第 5 号、第29号、第42号に反対の討論をします。

まず、議案第29号です。建築基準法の一部改正を受けた小樽市手数料条例の一部改正です。

そもそも建築基準法の基本的な目的は、健康な住環境を守ることにあります。しかし、今回の基準法改正の中心である特例容積率適用地域の拡大には賛成できません。内容は、従来の商業地域限定から、第 1 種・第 2 種低層住宅専用地域、工業専用地域を除く地域に広げていくもので、これにより一つの建物にもほかの土地の空き地や低層住宅の未利用容積を移転することができるようになり、これまでの容積率の 2 倍近い容積の建物が建てられることとなります。住居地域の中でさえ、住環境を破壊する高層のマンションなどができてしまいます。これまで用途地域を指定し、住環境を守るために規制を加えてきたことも意味がなくなってしまいます。この法律改正を受けて、しかもまちづくりに向けた議論も全くないまま、手数料についてだけは上げるという条例の一部改正は認められません。

議案第42号は弁護士費用の公費負担、そしてこの議決を前提とした議案第 5 号は一般会計補正予算です。築港再開発事業に係る住民訴訟に関して勝訴したことをもって、前市長新谷昌明氏が負うべき弁護士費用を負担しようとするものです。

この事業は、市内商店街や多くの市民、関係者がマイカル誘致に反対する中、「人口、高齢化、雇用など諸課題を解決する」として強引に進められたものです。共存共栄どころか、共倒れになる。心配されたように、マイカルは開業 2 年半で倒産、市民にはばく大な借金が残されました。しかも、小樽ベイシティ開発の多額の税金滞納、今定例会でも取り上げられたポスフルの債権回収問題など、今なお負の遺産を引きずっています。その上、新谷市政時代にどれほど国の景気対策言いなりで借金が増やされてきたのか、この点も考え合わせると、到底市民の理解が得られる支出ではないと考えます。議会が同意を与えることには反対です。

詳しくは本会議で述べますが、以上討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 5 号、第29号、第42号について、採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

賛成者多数です。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括、採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言あいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された議案、報告はもとより、市政全般にわたって熱心な御審議を賜り、感謝申し上げます。委員長としての職務を全うすることができました。これも小林副委員長、市長をはじめ、理事者各位と委員の皆様のお協力によるものと心から感謝いたしております。感謝の意を十分尽くせませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は以上をもって閉会いたします。